

## 会員規約・規定

DREAMe-W Visaカード  
DREAMe-S Visaカード

(平成29年10月現在)

# 中国銀行 Visa カード会員規約

## 第1章 総則

### 第1条(会員)

1. 株式会社中国銀行(以下「当行」という。)所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申込まれた個人の方で当行が審査のうえ入会を承認した方を本会員といたします。
2. 本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申込まれた本会員の家族で、当行が審査のうえ入会を承認した方を家族会員といたします。家族会員は、当行が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で「家族カード」として定義されるものをいう。以下本条において同じ。)を使用して、本規約にもとづくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング、キャッシング一括、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。以下同じ。)をおこなう一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第44条第2項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申出するものとします。本会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、当行に対して主張することはできません。
4. 本代理権の授与にもとづき、家族会員の家族カードによるカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用にもとづく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、当行に対し、連帯して責任を負うものものとします。
5. 本会員と家族会員を併せて会員といたします。
6. 会員と当行との契約は、当行が入会を承認したときに成立します。
7. 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード(第2条第1項に定めるものをいう。)の利用枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。

### 第2条(カードの貸与およびカードの管理)

1. 当行は、会員本人に対し、当行が発行するクレジットカード(以下「カード」という。また、「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」という。)を発行し、貸与します。カードには、ICチップが組込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。会員は、カードを貸与されたときにただちに当該カードの所定欄に自己の署名をおこなわなければなりません。  
本会員は、カード発行後も、届出事項(第9条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続を当行が求めた場合にはこれにしたがうものとします。
2. カード上には会員氏名、会員番号、カードの有効期限等(以下「カード情報」という。)が表示されています。カードはカード上に表示された会員本人以外は使用できません。
3. カードの所有権は当行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託し、もしくは使用させることを一切してはなりません。なお、会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。
4. カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用にかかる債務についてすべて支払いの責を負うものものとします。

### 第3条(カードの再発行)

1. 当行は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、当行が審査のうえ、原則としてカードを再発行します。この場合、本会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても当行所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当行が別途通知または公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。
2. 当行は、当行におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。

### 第4条(カードの機能)

会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定める機能を利用することができます。また、カードには、本規約に定める以外の機能が付されることがあります。

### 第5条(付帯サービス等)

1. 会員は、当行または当行の提携会社が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)

を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当行から会員に対し通知します。

2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それにしたがうものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合は、または当行が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスの利用ができません。
3. 当行が必要と認めた場合には、当行が付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。
4. 会員は、第44条に定める会員資格の喪失をされた場合または第43条に定める退会をした場合、付帯サービス（会員資格喪失前または退会前に取得済の特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

#### 第6条(カードの有効期限)

1. カードの有効期限は、当行が指定するものとし、カードの表面に記載した年月の末日までとします。
2. 有効期限の2か月前までに申出がなく、当行が引続き会員として認める場合には、新カードと会員規約を送付します。本会員は有効期限経過後のカードをただちに切断・破棄するものとします。
3. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

#### 第7条(暗証番号)

1. 会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を当行に登録するものとします。ただし、会員からの申出のない場合、または当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、あらかじめお申出いただく必要があります。
2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録されたカードの暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
3. 会員は、当行所定の方法により申出ることにより、暗証番号を変更することができますが、この場合は、カードの再発行手続きが必要となります。

#### 第8条(年会費)

本会員は、当行に対して当行が別途通知または公表する年会費(家族会員の有無・人数によって異なる。)をカード送付時に通知する約定支払日に支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行の責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。

#### 第9条(届出事項の変更等)

1. 当行に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、お支払い口座(第33条に定めるものをいう。)、カードの暗証番号、家族会員等(以下「届出事項」という。)について変更があった場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に届出なければなりません。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、当行は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容にかかる前項の変更届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員は、当行の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
3. 本条第1項の届出がないため、当行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届出をおこなわなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。
4. 会員が第44条第1項第11号または第12号に該当すると具体的に疑われる場合には、当行は、会員に対し、当該事項に関する調査をおこない、また、必要に応じて資料の提出を求めことができ、会員は、これに応じるものとします。

#### 第10条(会員区分の変更)

1. 本会員が申出、当行が審査のうえ承認した場合、会員区分は変更になります。また、本会員が新たに別の会員区分を指定して当行に入会を申込んだ場合は、会員区分の変更の申出があったものとして取扱われることがあります。
2. 会員区分の変更により、登録中のカードの暗証番号は無効となります。会員は、会員区分変更の申出の際は、あらかじめカードの暗証番号を登録しなければなりません。
3. 会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて当行が定めた利用枠、利用範囲、利用方法、家族会員、手数料率等の有無等の条件が新たに適用されます。また、家族会員等の契約、利用中の機能・サービス等が引継がれないことがあります。

#### 第11条(取引時確認)

犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづく取引時確認(本人特定事項等の確認をいう。)が当行所定の期間内に完了しない場合は、当行は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

## 第12条(業務委託)

会員は、当行が代金決済事務その他の事務等を当行が指定する第三者に業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

## 第2章 個人情報の取扱い

### 第13条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

会員および入会を申込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、当行が会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき必要な保護措置をおこなったうえで収集・保有・利用することに同意します。

(1)本契約(本申込みを含みます。以下同じ。)を含む当行との取引に関する与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、以下の個人情報の収集・保有・利用すること。

氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、取引を行う目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および契約後に届出た事項。

入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と当行の契約内容に関する事項。

会員等のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当行が知り得た事項。

会員等が入会申込時もしくは入会後に届出た資産、収入・負債・家族構成等、当行が収集したクレジット利用・支払履歴。

犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入書類等の記載事項。

当行が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等にもとづき、のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)

電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

(2)以下の目的のために、前号の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号に定める営業案内について当行に中止を申出た場合、当行はカードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除き業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

カードの機能、付帯サービス等の提供。

当行のクレジットカード事業およびその他の事業(当行の定款記載の事業をいう。以下「当行の事業」という。)における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

当行の事業における宣伝物の送付(電話および電子メール送信等のその他の通信手段を用いた送信を含む)等、当行または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。

(3)本契約にもとづく当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

### 第14条(個人信用情報機関の利用および登録)

1. 本会員および本会員として入会を申込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)は、当行が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの)について以下のとおり同意します。

(1)当行が自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則および割賦販売法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のために加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に照会し、本会員の個人情報(官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された不渡情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含みます。以下本条において同じ。)が登録されている場合はこれを利用すること。

(2)申込人の本申込み(後日契約をおこなった場合はその契約を含みます。)に関する客観的な取引事実にもとづく個人情報が、銀行の加盟する個人信用情報機関に本規約末尾の加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表に定める本会員等の個人情報(その履歴を含みます。)が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録され、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則および割賦販売法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のためにこれを利用すること。

(3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報

機関ならびにそれらの加盟会員が個人情報相互に提供し、利用すること。

2. 加盟個人情報機関および提携個人情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報機関とし、各加盟個人情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当行が新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

#### 第15条(個人情報の開示、訂正、削除)

1. 会員等は、当行、加盟個人情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
  - (1)当行への開示請求:本規約末尾に記載の相談窓口へ
  - (2)加盟個人情報機関への開示請求:本規約末尾に記載の各加盟個人情報機関へ
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第16条(個人情報の取扱いに関する不同意)

当行は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本規約に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条(2)に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同 に定める当行または加盟店等の営業案内に対する中止の申出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。(本条に関する申出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

#### 第17条(契約不成立時および退会後の個人情報)

1. 当行が入会を承認しない場合であっても入会申込みをした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第13条に定める目的(ただし、第13条(2) に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同 に定める当行または加盟店等の営業案内を除きます。)および第13条の定めにもとづき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 退会の申出または会員資格の喪失後も、第13条に定める目的(ただし、第13条(2) に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同 に定める当行または加盟店等の営業案内を除きます。)および開示請求等に必要範囲で、法令等または当行が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

### 第3章 ショッピング利用、金融サービス

#### 第18条(カードの利用枠)

1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービス、キャッシングリボおよびキャッシング一括の利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当行が所定の方法により定めるものとします。
2. カード利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピングおよび海外キャッシュサービスの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
3. 割賦利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピングのうちリボルビング払いならびに分割払い(3回以上のものをいう、以下同様)、2回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
4. カードショッピングのうち本会員および家族会員のリボルビング払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当行が所定の方法により定めるものとします。
5. 前項のリボルビング払いの利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額の全額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当行が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。
6. 海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条第2項のカード利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。
7. キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボ、キャッシング一括の未決済残高を合算して管理します。その金額は本条第1項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
8. キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。
9. キャッシング一括の未決済残高の利用枠は、本条第7項のキャッシング利用枠のうち、20万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。
10. 当行は、必要または適当と認めた場合、本条第1項の利用枠とは別に分割払いの利用枠を定める場合があります。

ます。この場合、当行所定の方法によりその利用枠を定めるものとします。

11. 会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。
12. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当行が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
  - (1)カード利用にかかる債務等当行に対する債務の履行を怠った場合。
  - (2)会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当行が必要と認めた場合。
13. 本条に定める利用枠は、本条第6項、第8項および第9項の定めにかかわらず、当行が適当と認めた場合には、当行所定の方法により、増額することができるものとします。  
ただし、会員から異議のある場合を除きます。
14. 当行が複数のカードを本会員に貸与している場合、原則、当行は、そのすべてのカードを通算して本条の規定を本会員に適用するものとします。この場合、当行は、リボルビング払い、分割払い、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシングサービスを利用できるカードをいずれか1枚に限定することができるものとします。

#### 第18条の2(会員利用総枠)

1. 当行は、各本会員につき、本規約第18条で定めるカードの利用枠とは別に本会員に貸与した全てのカードの中で割賦利用枠が最も高いカード(以下「親カード」という)の割賦利用枠と同額を本会員および家族会員に貸与した全てのカードにかかるリボルビング払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの利用金額合計の上限(以下「会員利用総枠」という)と定めるものとします。また、親カードの解約(本規約に定める解約事由が存在する場合を除く)もしくは割賦利用枠の減額、または親カード以外のカードの割賦利用枠の増額等により、割賦利用枠が最も高いカードが親カード以外のカードとなった場合は、当該カードを新たな親カードと定めるものとします。なお、親カードを定めるに際し、割賦利用枠が最も高いカードが複数ある場合は、当行が親カードを任意に定めるものとします。
2. 当行は、会員利用総枠について親カードの有効期限更新毎にこれを見直すものとします。  
ただし、親カードの有効期限更新後、次回有効期限更新までの間に、前項による親カードの変更(複数回の親カードの変更を含む)が行われた場合において、当該期間内に会員利用総枠の見直しが行われなかった場合、当該期間における当初親カードの有効期限で会員利用総枠の見直しを行うこととします。  
また、会員利用総枠の見直しに際し、会員は、当行から求めがあった場合、会員利用総枠の見直しに必要と当行が判断する書類の提出・事実の照会に応じるものとします。
3. 当行は、会員利用総枠の見直しを行った結果、法令の定め等により当行が必要と認めた場合、会員利用総枠および当行が貸与した全てのカードの利用枠を任意に減額できるものとします。
4. 当行は、会員が、本規約第39条、第43条、第44条で定める、期限の利益の喪失、退会、会員資格の喪失に該当した場合、会員利用総枠を取消することができるものとし、当行が貸与した全てのカードの利用枠も取消されるものとします。
5. 当行は、親カードが解約となった場合、当行が貸与した他の全てのカードを解約することとします。ただし、本条第1項による親カードの変更を伴う親カードの解約の場合はこの限りではありません。

#### 第19条(手数料率、利率の変更)

リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、キャッシング一括の利率、海外キャッシングサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第54条の規定にかかわらず、当行から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払い、キャッシング一括および海外キャッシングサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

#### 第20条(カードショッピングの利用を行う目的・利用方法)

1. 利用可能な加盟店  
会員は、次の加盟店において生活費とすることを取引を行う目的としてカードを利用することができます。ただし、会員は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。
  - (1)当行の加盟店
  - (2)当行と提携したクレジットカード会社(以下「提携クレジットカード会社」という)の加盟店
  - (3)国際提携組織と提携した銀行・クレジットカード会社(以下「海外クレジットカード会社」という)の加盟店
2. 加盟店の店頭での利用手続き  
商品の購入その他の取引をおこなうに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当行が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略することまたは、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番

号を店頭端末機へ入力すること等、当行が適当と認める方法によって取引をおこなう場合があります。

3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き  
郵便・ファックス・電話等によって取引をおこなうことを当行または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引をおこなう場合、カードの提示に代えて、取引の申込文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入すること、または、電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。
4. オンライン取引の際の利用手続き  
コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引をおこなうことを当行または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引をおこなう場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。
5. ICカードの利用手続き  
カードの種類がICクレジットカード(ICチップを搭載したクレジットカード)の場合には、当行が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。ただし、端末機の故障等の場合または別途当行が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。
6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き  
会員は、当行が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続きをおこなうものとします。また、会員は、当行が必要であると判断したときに、会員に代わって当行がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店(加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当行以外の法人等を経由する場合を含みます。)に対し通知する必要があることを、あらかじめ承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当行から複数のカードを貸与している場合には当行が貸与している別カードへの変更を含むものとします。
7. カードの利用に際し、原則、当行の承認を必要とします。この場合、会員は利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当行が直接または提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店もしくは会員自身に対しカードの利用状況等に関し照会をおこなうことをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第21条(債権譲渡の承諾等)

1. 会員は、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号にあらかじめ異議なく承諾するものとします。
  - (1)当行と加盟店等との契約にしたがい、当該加盟店等から当行に債権譲渡すること、または、当行が当該加盟店等に立替払いすること。この場合、当行が適当と認めた第三者(本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く)を経由する場合があります。
  - (2)提携クレジットカード会社と加盟店等との契約にしたがい、当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し、または提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いし(これらの場合、当行が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当行が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。
  - (3)海外クレジットカード会社と加盟店等との契約にしたがい、当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し、または海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いし(これらの場合、当行が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当行が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
2. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等において解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当行所定の方法によるものとします。
3. 会員は、カード利用にかかる債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当行に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合のみ開示されるものとします。
4. 会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当行に完済するまで、当該商品の所有権が当行に帰属することを承諾するものとします。

#### 第22条(カード利用代金の支払区分)

1. カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払いとし、カード利用の際に会員が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分は、あらかじめ当行が適当と認めた会員が、当行が適当と認めた加盟店でのみ指定できるものとします。

2. 会員による有効な支払区分の指定がない場合は原則として1回払いとなります。

### 第23条(1回払い・2回払い・ボーナス一括払い)

1回払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払期日および分割支払金の額は次のとおりとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。

- (1)1回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。

支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。

- (2)2回払いについては、以下によって対象となる利用額の半額(端数は初回分に算入)につき、それぞれ当月と翌月の支払期日。

支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。

- (3)ボーナス一括払いについては、毎年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払期日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払期日。ただし、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。

### 第24条(リボルビング払い)

1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。

- (1)お店でリボ:カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分として、リボルビング払いを指定する方法。

- (2)いつでもリボ:事前に本会員が申出て当行が適当と認めた場合において、毎月の締切日(支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ)時点におけるカードショッピング利用が、本条にもとづき本会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合には当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。

ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当行が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなることがあります。

- (3)海外リボ:海外に所在する加盟店(これに準ずるものを含みます。以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング代金について、事前に本会員が申出て当行が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点における当該カードショッピング利用代金が、本条にもとづき本会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合には当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。

- (4)あとからリボ:カード利用の際に1回払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当行が適当と認めた会員が、当行が定める日までに支払区分変更の申出をおこない、当行が適当と認めた場合に、当該代金(2回払いは利用額の全額)の支払区分をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料計算および弁済金の額等については、1回払いおよび2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期日の各締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金(毎月支払額)の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額(5千円または1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額)または当行が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当行が定める日までに当行所定の方法で本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額または減額できるものとします。

3. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として会員があらかじめ指定したコースにより下表に定める弁済金(毎月支払額。ただし、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額)を翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日時点での残高	翌月の弁済金			
	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース
10万円以下	5千円	1万円	2万円	「5千円」または「1万円以上1万円単位」 ゴールドカード会員の場合は「1万円以上1万円単位」
10万円を超えて20万円まで	1万円	2万円	4万円	
以後残高10万円増加毎に	5千円増加	1万円増加	2万円増加	

- 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高(付利単位100円)に対し、当行所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1か月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
- 会員は、別途定める方法により、リボルビング払いにかかる債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、本規約末尾に記載の「繰上返済の可否および方法」に定めるとおりとします。
- 第21条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しにかかわらず本条第4項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

#### 第25条(分割払い)

- 分割払いは次の方法で指定するものとします。
  - カード利用の都度分割払いを指定する方法
  - カード利用の際に1回払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当行が適当と認めた本会員が、当行が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当行が適当と認めた場合、当該代金(2回払いは利用額の全額)の支払区分を分割払いに変更する方法。その場合、手数料計算および分割支払額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。
  - 分割払いの指定をした後、第1回の支払前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。
- 分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表のとおりとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また24回を超える支払回数は当行が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。
- 分割払いの支払総額は、カード利用金額(現金価格)に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額(端数は初回算入)とし、翌月の支払期日から支払うものとします。
- ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月および8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回あたりのカードショッピング利用金額(現金価格)の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割(ただし、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入)し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当行が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回あたりのカードショッピング利用金額(現金価格)の50%以内で指定することができます。
- 会員は、別途定める方法により、分割払いにかかる債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約のとおりカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当行所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、本規約末尾に記載の「繰上返済の可否および方法」に定めるとおりとします。
- 第21条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しにかかわらず本条第2項に定める分割払手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

#### 第26条(見本・カタログ等と現物の相違)

会員が、日本国内の加盟店と見本・カタログ等により商品およびサービス(以下総称して「商品等」という。)の購入をおこなった場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換請求または当該売買契約の解除をすることができます。

## 第27条(支払停止の抗弁)

1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当行に対し当該事由にかかる商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。
  - (1)商品等の引渡し、提供がなされないこと。
  - (2)商品等に瑕疵(欠陥)があること。
  - (3)その他商品等の販売・提供について加盟店に対して生じている事由があること。
2. 当行は、会員が前項の支払停止をおこなう旨を当行に申出たときは、ただちに所定の手続きをとるものとします。
3. 会員は、前項の申出をするときは、あらかじめ当該事由の解消のため、加盟店と交渉をおこなうよう努めるものとします。
4. 会員は、本条第2項の申出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面(資料がある場合は資料添付して)を当行に提出するよう努めるものとします。また、会員は、当行が当該事由について調査するときは、その調査に協力するものとします。
5. 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
  - (1)売買契約が会員にとって営業のためまたは営業として締結したもの(業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く)であるとき。
  - (2)リボルビング払いの場合で、1回のカード利用にかかる現金価格が3万8千円に満たないとき。
  - (3)分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用にかかる支払総額が4万円に満たないとき。
  - (4)会員が日本国外においてカードを利用したとき。
  - (5)会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
6. 会員は、当行がカードショッピング利用にかかる債務の残高から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング利用にかかる債務の支払いを継続するものとします。

## 第28条(キャッシング一括の取引を行う目的・利用方法)

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシング一括として別途定める方法により、キャッシング一括の利用枠の範囲内で生活費資金とすることを取引を行う目的として当行から現金を借受けることができます。現在ご利用可能な方法は、本規約末尾の<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当行の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借受けて受領したものとみなします。

## 第28条の2(キャッシング一括の利率および利息の計算)

1. キャッシング一括の利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、本規約末尾の<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
2. 本会員は、キャッシング一括の借入金(付利単位100円)に対し、当行所定の利率による利息を支払うものとします。
3. 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年365日(閏年は366日)で日割計算した金額を経過利息として、支払うものとします。

## 第28条の3(キャッシング一括の借入金の支払い)

1. キャッシング一括の返済方法は、元利一括返済、返済回数は1回とします。
2. 毎月の返済額は、毎月の締切日(支払期日が10日の場合には前月15日)までの借入金と第28条の2の3項の経過利息とを合計し、第33条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。
3. 会員は、別途定める方法により、キャッシング一括の借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、本規約末尾の<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。
4. キャッシング一括の借入金について、当行が定める日までにキャッシングもあとからリボの申込みをおこない、当行が適当と認めた場合は、キャッシング一括の借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までをキャッシング一括のご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入

期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

#### **第29条(キャッシングリボの取引を行う目的・利用方法)**

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシングリボとして別途定める方法により、キャッシングリボの利用枠の範囲内で生活費資金とすることを取引を行う目的として当行から現金を借受けることができます。現在ご利用可能な方法は、本規約末尾の<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当行の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借受けて受領したものとみなします。

#### **第29条の2(キャッシングリボの利率および利息の計算)**

1. キャッシングリボの利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、本規約末尾の<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
2. お持ちのカードを他のカードに切替えたときは、キャッシングリボの利率は、切替後のカードのキャッシングリボの利率が適用されます。
3. 本会員は、キャッシングリボの借入金(付利単位100円)に対し、借入日の翌日より当行所定の利率による利息を支払うものとします。ただし、キャッシングもあとからリボの申込みをおこない、キャッシング一括・海外キャッシングサービスの借入金をキャッシングリボへ変更した場合、キャッシングもあとからリボ申込日の翌日からキャッシングリボの利息を支払うものとします。
4. 毎月の利息額は、第28条の3の毎月の締切日までの日々の残高に対し年365日(閏年は366日)で日割計算した金額を1か月分とし、第33条にしたがい当月の支払期日に支払うものとします。

#### **第29条の3(キャッシングリボの借入金の支払い)**

1. キャッシングリボの返済方法は、毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当行が決定し、変更できるものとします。ただし、会員が希望し当行が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
2. キャッシングリボの返済は、返済元金と第29条の2の4項の経過利息の合計として当行が指定した金額を、第33条の定めにより支払うものとします。
3. 会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、本規約末尾の<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

#### **第30条(海外キャッシングサービスの取引を行う目的・利用方法)**

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシングサービスとして別途定める方法により、海外キャッシングサービスの利用枠の範囲内で生活費資金とすることを取引を行う目的として当行から現金を借受けることができます。現在ご利用可能な方法は、本規約末尾の<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当行の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借受けて受領したものとみなします。

#### **第30条の2(海外キャッシングサービスの利率および利息の計算)**

1. 海外キャッシングサービスの利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、本規約末尾の<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
2. 本会員は、海外キャッシングサービスの借入金(付利単位100円)に対し、当行所定の利率による利息を支払うものとします。
3. 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年365日(閏年は366日)で日割計算した金額を経過利息として、支払うものとします。

#### **第30条の3(海外キャッシングサービスの借入金の支払い)**

1. 海外キャッシングサービスの返済方法は、元利一括返済、返済回数は1回とします。
2. 毎月の返済額は、第28条の3の毎月の締切日までの借入金と第30条の2の3項の経過利息とを合計し、第33条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。

3. 海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第33条の2の定めにより換算された円貨とします。
4. 会員は、別途定める方法により、海外キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、本規約末尾の「繰上返済の可否および方法」に定めるとおりとします。
5. 海外キャッシュサービスの借入金については、当行が定める日までにキャッシングもあとからリボの申込みをおこない、当行が適当と認めた場合は、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までを海外キャッシュサービスのご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

#### 第31条(CD・ATMでの利用)

会員は、当行と提携する金融機関等の現金自動支払機(以下「CD」という。)または現金自動預払機(以下「ATM」という。)で以下の取引をおこなうことができます。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

- (1)キャッシング一括の利用
- (2)キャッシングリボの利用または随時支払い
- (3)リボルビング払いの随時支払い

#### 第32条(現金自動預払機(ATM)等利用時の手数料)

1. 会員は、当行の提携金融機関等が日本国内に設置しているCD・ATM等を利用してキャッシングリボを借受ける場合、当行所定のCD・ATM手数料を負担するものとします。その場合は、キャッシングリボの借入金等と同時に支払いいただきます。
2. ATM手数料は、利用金額が1万円以下の場合は100円+税、利用金額が1万円を超える場合は200円+税とします。ただし、当行が認める場合は割引もしくは無料とすることがあります。
3. 本条1項および2項の取扱いはキャッシング一括の場合も同様とします。

### 第4章 お支払い方法その他

#### 第33条(代金決済口座および決済日)

1. 本会員が当行に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約にもとづく一切の債務は、本会員が支払いのために指定した本会員名義の預金口座(以下「決済口座」という。)から預金通帳および払戻請求書なしで口座振替により支払うものとします。ただし、本会員が希望し当行が適当と認めるときは、当行の指定する預金口座への振込等当行が別途指定する方法で支払うものとします。
2. 当行に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。
3. 各支払期日における債務は、前月15日の締切日までに利用代金債権の当行への譲渡手続きが終了したものまたは当行から現金を借受ける手続きが当行において終了したものが対象となります。
4. 当行に支払うべき債務のうち第29条の3に定めるキャッシングリボ返済元金、第28条の3に定めるキャッシング一括の返済元金および第30条の3に定める海外キャッシュサービスの返済元金は、本条第1項で本会員が指定する決済口座からの口座振替、引落しの結果、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当行は当該返済元金をキャッシングリボの返済元金およびキャッシング一括の返済元金については第18条第7項に定める未決済残高に含めるものとし、海外キャッシュサービスの返済元金については第18条第2項に定める未決済残高に含めるものとします。

#### 第33条の2(海外利用代金の決済レート等)

1. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金(カード利用が日本国内であるものを含む)は、外貨額をVISA国際サービスアソシエーション(以下「国際提携組織」という)の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当行が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。ただし、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
2. 日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当行の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。

#### 第33条の3(決済口座の残高不足等による再振替等)

決済口座の残高不足等により、支払期日に、当行に支払うべき債務の口座振替ができない場合には、当行は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部についてこれをおこなうことができるものとします。ただし、当行から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。

#### 第34条(明細)

当行は、本会員の約定支払額、リボルビング・分割払い利用残高およびキャッシングリボ利用残高等(以下「明

細」という。)を支払期日までに本会員にご利用代金明細書として、本会員の届出住所への郵送その他当行所定の方法により通知します。明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申出るものとします。なお、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略することがあります。

### 第35条(遅延損害金)

- 平成21年12月10日より前の請求にかかる債務の遅延損害金は以下のとおりとします。
  - 本会員は、カードのショッピング利用にかかる債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高(付利単位1円)に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.60%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いにかかる債務については分割支払金の合計の残金金額(付利単位1円)に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を、支払うものとします。
  - 前(1)の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用にかかる債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金(付利単位1円)に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.60%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額(付利単位1円)に対し商事法定利率を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額を超えないものとします。
- 平成21年12月10日以降の請求にかかる債務の遅延損害金は以下のとおりとします。
  - 本会員は、カードのショッピング利用にかかる債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高(付利単位1円)に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.60%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにかかる債務については分割支払金の合計の残金金額(付利単位1円)に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
  - 前(1)の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用にかかる債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金(付利単位1円)に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.60%を乗じ365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額(付利単位1円)に対し商事法定利率を乗じ年365日(閏年は366日)で日割計算した額を超えないものとします。
- 本会員が、キャッシングリボの支払いを遅滞した場合は支払元金(付利単位1円)に対し支払期日の翌日から完済の日まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年20.00%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
- 前項の取扱いはキャッシング一括および海外キャッシュサービスの場合も同様とします。

### 第36条(支払金等の充当順序)

本会員の弁済した金額が本規約およびその他の契約にもとづき当行に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当行が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁にかかる債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

### 第37条(当行の債権譲渡)

当行は、当行が必要と認めた場合、当行が本会員に対して有するカード利用にかかる債権を信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

### 第38条(管理・回収業務の委託)

当行は、本会員に対して有するカード利用にかかる債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権回収会社に委託することができるものとします。

### 第39条(期限の利益の喪失)

- 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、ただちに債務の全額を支払うものとします。
  - 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。
  - 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。
  - 手形交換所(これに準ずる施設を含みます。)の取引停止処分を受けたとき、または一般の支払いを停止したとき。
  - カード利用代金を約定支払日に支払わず、相当期間を定めた当行からの催告後に是正されないとき。ただし、リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いによるカードショッピング代金にもとづく債務については、当該債務の履行を遅滞し、当行から20日以上相当な期間が定められた書面に記載された期限までに支払わなかった場合は、当該期限後に初めて到来する約定支払日に期限の利益を喪失するものとします。
  - 会員が死亡、その他一身上の変動を生じたとき。

2. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当行の請求により、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、ただちに債務の全額を支払うものとします。
  - (1) 当行に支払うべき債務(ただし、カード利用代金を除きます。)の1つでも期限に履行しなかったとき、または会員資格を喪失したとき。ただし、リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いによるカードショッピング代金にもとづく債務については、本項にかかわらず、当該債務の履行を遅滞し、当行から20日以上相当な期間が定められた書面に記載された期限までに支払わなかった場合は、当該期限後に初めて到来する約定支払日に期限の利益を喪失するものとします。
  - (2) 当行が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分をおこなったとき。
  - (3) 当行に対する預金、積金を当行の承認なく他に譲渡もしくは質入れたとき。
  - (4) 本規約上の義務、または当行との取引約定の1つにでも違反し、その違反が重大な違反となるとき。
  - (5) 本会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。
  - (6) 保証委託先から当行に対し当該委託にもとづく連帯保証の取消または解約の申出(ただし、もっぱら保証会社側の事情による取消または解約の申出を除きます。)があったとき。
  - (7) カード改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不適当と認めたととき。
  - (8) 住所変更の届出を怠るなど、会員の責に帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明となったとき。

#### 第40条(当行からの相殺)

1. 本会員が、本規約にもとづくカード利用により当行に対して負担した債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対する本会員の預金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。この場合、当行は本会員に対し、書面により通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出していただきます。
2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

#### 第41条(本会員からの相殺)

1. 本会員は、弁済期にある預金その他の債権と本規約にもとづくカード利用により当行に対して負担した債務とを、その債務の期限が未到来であっても、本会員自ら当該期限の利益を放棄することにより、相殺することができます。この場合、本会員は当行に対し書面により通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出していただきます。
2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

#### 第42条(相殺における充当の指定)

1. 当行から相殺する場合に、本会員が本規約にもとづくカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができます。
2. 本会員から返済または相殺をする場合に、本会員が本規約にもとづくカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、本会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本会員がどの返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができます。

#### 第43条(退会)

1. 会員は、当行所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当行の指示にしたがってただちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約にもとづき当行に対して負担する債務については、退会の申出後も、本規約の定めにしたがい支払いの責を負うものとします。
2. 当行が第2条、第3条または第6条にもとづき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、当行は会員が退会の申出をおこなったものとして取扱うものとします。
3. 本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。
4. 家族会員のみが退会をする場合は、退会する家族会員の家族カードおよび貸与されたチケット等を添え、所定の届出用紙により当行に届出るものとします。

#### 第44条(会員資格の喪失)

1. 会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(7)、(8)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約にもとづき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めにしたがい支払義務を負うものとします。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、会員が

会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

- (1)会員が入会時に、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成、会員の特定、信用状況の判断にかかる事実等について虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  - (2)会員が約定支払額を約定支払日に払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。
  - (3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。
  - (4)会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が不適当もしくは不審があると当行が判断したとき。
  - (5)当行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
  - (6)お支払い口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると当行が認め、お支払い口座における取引を停止し、または本会員に通知する事によりお支払い口座を強制解約したとき。
  - (7)保証委託先から当行に対し当該委託にもとづく連帯保証の取消または解約の申出(ただし、もっぱら保証会社側の事情による取消または解約の申出を除きます。)があったとき。
  - (8)カード改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不適当と認めたとき。
  - (9)住所変更の届出を怠るなど、会員の責に帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明となったとき。
  - (10)会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。
  - (11)会員が、次の から までのいずれかに該当したことが判明した場合。  
暴力団 暴力団員 暴力団準構成員 暴力団関係企業 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 その他各号に準ずる者
  - (12)会員が、自らまたは第三者を利用して、次の から までのいずれかに該当する行為をした場合。  
暴力的な要求行為 法的な責任を超えた不当な要求行為 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 その他各号に準ずる行為
  - (13)会員に対し第9条第4項または第47条第4項の調査等が完了しない場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合。
  - (14)会員が、本会員として当行から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記(1)、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。
2. 家族会員は、本会員が、当行所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を申出た場合、その申出時をもって当然に、家族会員の資格および本代理権を喪失します。
  3. 第1項または第2項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当行は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。
  4. 第1項または第2項に該当し、当行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員はただちにカードを返還するものとします。
  5. 当行は、第1項または第2項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと合理的な理由にもとづき認めるときには、カードの利用を断ることができるものとします。
  6. 本会員は、会員資格の喪失後においても、カードを利用または利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用にかかる全ての債務について支払いの責を負うものとします。

#### 第44条の2(反社会的勢力の排除)

1. 会員は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
  - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をおこなわないことを確約するものとします。
  - (1)暴力的な要求行為。
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行または中銀カード株式会社(以下「保証会社」という。)の

信用を毀損し、または銀行および保証会社の業務を妨害する行為。

(5)その他前各号に準ずる行為。

3. 会員が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行が取引の継続を不適切と判断する場合には、会員は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、ただちに債務を弁済するものとします。
4. 会員が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行または保証会社が取引の継続を不適切と判断する場合には、銀行は会員に通知することにより、この約定による極度額の減額、あるいは利用を中止し、またはこの約定を解約することができるものとし、保証会社は、第49条にもとづく会員との保証委託契約をなんらの催告なく解除することができるものとします。
5. 前2項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、銀行または保証会社になんらの請求をしないものとします。また、銀行または保証会社に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。

#### 第45条(紛失・盗難・偽造)

1. カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカードまたはカード情報の利用により発生するすべての債務について支払いの責を負うものとします。
2. 会員は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当行に通知し、最寄警察署に届出するものとします。当行への通知は、あらためて文書で届出いただく場合があります。ただし、カード情報の紛失・盗難については、当行への通知で足りるものとします。
3. 偽造カードの使用にかかる債務については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用にかかる債務について本会員が支払いの責を負うものとします。
5. 当行は、カードが第三者によって拾得される等当行が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当行の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

#### 第46条(会員保障制度)

1. 前条第1項の規定にかかわらず、当行は、会員が紛失・盗難により他人にカードもしくはカード情報またはチケット等を不正利用された場合であって、前条第2項にしたがい警察および当行への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。
3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。
  - (1)会員の故意または重大な過失に起因する損害。
  - (2)損害の発生が保障期間外の場合。
  - (3)会員の家族・同居人・当行から送付したカードまたはチケット等の受領の代理人による不正利用に起因する場合。
  - (4)会員が本条4項の義務を怠った場合。
  - (5)紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合。
  - (6)カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力をともなう取引についての損害(ただし、当行に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません)。
  - (7)前条第2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害。
  - (8)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害。
  - (9)その他本規約に違反する使用に起因する損害。
4. 本会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行が損害のてん補に必要と認める書類を当行に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

#### 第47条(カード利用の一時停止等)

1. 当行は、会員が利用枠を超えた利用をした場合もしくは利用をしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を購入する等カードの利用状況が不審な場合または延滞が発生する等のカード利用にかかる債務の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を一時的にお断りすることがあります。
2. 当行はカードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を保留またはお断りすることがあります。
3. 当行は、会員が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合またはカードの利用状況に不審がある場合には、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部

もしくは一部の利用を一時的に停止することまたは加盟店やCD、ATM等を通じてカードの回収をおこなうことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。

4. 当行は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
5. 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、当行が必要と認めた場合には、会員に当行が指定する書面の提出および当行が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分におこなわれていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当行が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。また、当行は会員が特定国等へ居住する場合、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。

#### **第48条(成年後見人等の届出)**

1. 会員は、会員について家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合および任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当行に届出するものとします。
2. 会員は、会員がすでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前項と同様に届出するものとします。
3. 会員は、第1項および第2項の届出事項に取消し、または変更があった場合にも、同様に届出するものとします。
4. 当行が相当の注意をもって意思能力を確認し、会員が行為能力者であると認めて取り引きしたときは、第1項から第3項に定める届出の前に生じた損害は、会員の負担とします。

#### **第49条(保証委託)**

1. 会員は本規約に定める当行に対する一切の債務について保証会社に保証を委託することとします。
2. 会員が本規約に違反したため、保証会社が当行から保証債務(情報誌購読料等を含みます。)の履行を求められたときには、会員に対し何らの通知・催告なくして弁済されても異議なく、会員は保証会社に対し、その代位弁済額全額とそれに対する代位弁済日の翌日から完済まで年14.60%の損害金を支払います。ただし、分割払元金(本規約にもとづき会員が分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いを指定したショッピング利用代金をいいます。)にかかる代位弁済金に対する損害金については、分割払元金に対し年6.00%を乗じた額を超えない金額とします。
3. 本会員は、保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、本会員の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、銀行法施行規則および割賦販売法等により本会員の支払能力の調査の目的(与信判断のほか与信後の管理を含みます。)に限りそれを利用することに同意します。
4. 保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに記載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関でおこないます(保証会社ではできません)。また、保証会社が新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

#### **第50条(費用の負担)**

会員は、金融機関等にて振込みにより支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約にもとづく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約にもとづく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

#### **第51条(合意管轄裁判所)**

会員と当行との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または当行の本店または決済口座のある店舗の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### **第52条(準拠法)**

会員と当行との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

#### **第53条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)**

会員は、日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等にしたいがい、許可証、証明書その他の書類を必要とする場合には、当行の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。

#### **第54条(会員規約およびその改定)**

本規約は、会員と当行との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約が改定され、当行がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

<ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申出については下記にご連絡ください。  
株式会社中国銀行 クレジットカードデスク 086-801-2064  
〒700-8628 岡山市北区丸の内1-15-20
3. 本規約についてのお申出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については下記にご連絡ください。  
株式会社中国銀行 クレジットカードデスク 086-801-2064  
〒700-8628 岡山市北区丸の内1-15-20  
中銀カード株式会社 お客様相談室 086-803-2271  
〒700-0904 岡山市北区柳町2-11-23
4. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失盗難受付デスクまでお願いします。

<VJ 紛失盗難受付デスク>

フリーダイヤル 0120-919-456  
上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。  
東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530

<加盟個人情報情報機関の名称・所在地・電話番号>

本規約に定める加盟個人情報情報機関は以下のとおりです。

株式会社シー・アイ・シー (CIC) (割賦販売法にもとづく指定信用情報機関)

所在地: 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト

電話番号: 0120-810-414

ホームページアドレス: <https://www.cic.co.jp/>

全国銀行個人信用情報センター (KSC)

所在地: 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号: 03-3214-5020

ホームページアドレス: <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

(建物建替えのため、平成32年度まで東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転しております。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。)

KSCは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人情報情報機関です。

保証会社が加盟する個人情報情報機関は、株式会社シー・アイ・シー (CIC) です。

各個人情報情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各社開設のホームページをご覧ください。

「登録情報および登録期間」

	CIC	全国銀行個人信用情報センター
氏名、生年月日、性別、住所 <sup>1</sup> 、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報 <sup>2</sup>	左欄 以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	
本規約にかかる申込みをした事実	当行が個人情報情報機関に照会した日から6か月間	当行が個人情報情報機関に照会した日から1年を超えない期間
本規約にかかる客観的な取引事実 <sup>3</sup>	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年間	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間

1全国銀行個人信用情報センターの登録情報は、の住所に本人への郵便不着の有無等を含みます。

2申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟個人情報情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

3上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等(解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む)となります。

< 提携個人情報機関の名称・所在地・電話番号 >

本規約に定める提携個人情報機関は以下のとおりです。

株式会社日本信用情報機構(JICC)

所在地: 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

電話番号: 0570-055-955

ホームページアドレス: <http://www.jicc.co.jp/>

株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社開設のホームページをご覧ください。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当行では行いません)。

加盟個人情報機関と提携個人情報機関の関係は以下のとおりです。

提携個人情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しています。

加盟個人情報機関	提携個人情報機関	登録情報
CIC	KSC、JICC	提携個人情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実」となります。
KSC	CIC、JICC	

< キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法 >

	本会員			家族会員		
	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス
当行が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法						
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当行の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法						
電話・インターネット等で申込みをおこない、借入金を決済口座への振込により受領する方法				×	×	
「キャッシングもあとからリボ」の申込みをおこない、キャッシング一括・海外キャッシングサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法						

< キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等 >

キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用条件

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済 (ボーナス月増額返済あり)	最長7年11か月・95回(新規ご契約ご利用枠50万円、実質年率15.0%、毎月返済額1万円、50万円をご利用の場合) 返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	一般会員 ...実質年率 15.0% ゴールドカード会員 ...実質年率 15.0%
キャッシング一括 海外キャッシングサービス	元利一括返済	23日～56日(ただし、暦による)・1回	実質年率 15.0%

キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用枠が0円の場合

名称	返済方法	返済予定総額および返済期間・回数等	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済	0円、0日・0回	一般会員 ...実質年率 15.0% ゴールドカード会員 ...実質年率 15.0%
キャッシング一括 海外キャッシングサービス	元利一括返済	0円、0日・0回	実質年率 15.0%

担保・保証人...不要

元本・利息以外の金銭の支払い...ATM手数料(取扱金額1万円以下:100円+税、取扱金額1万円超:200円+税)

本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

< 割賦販売法で定める法定用語の読み替え >

会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、広告物等において割賦販売法で定める法定用語を以下の通り読み替えます。

割賦販売法で定める法定用語	読み替え後の用語
・現金販売価格 ・現金提供価格	・リボルビング払い、分割払い、2回払いの利用金額 ・利用額 ・ご利用金額
・支払回数 ・分割回数	・支払区分 「ご利用代金明細書」のみ読み替え
・支払総額	・分割支払金合計 ・お支払い総額 ・カードショッピングの支払い総額
・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料	・手数料 ・手数料額
・実質年率	・リボルビング払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率
・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金	・お支払い予定額 ・カードショッピングの支払い金
・弁済金	・リボ払いお支払額・毎月支払額

< リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等 >

・リボルビング払い 実質年率15.0%

・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(か月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

< リボルビング払いのお支払い例 >

(元金定額コース1万円および標準コース、実質年率15.0%の場合)

8月16日から9月15日までに現金価格50,000円のリボ払いをご利用された場合

初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)

お支払い元金(元金定額コース・標準コースとも).....10,000円  
 手数料(元金定額コース・標準コースとも).....ありません。  
 弁済金(元金定額コース・標準コースとも).....10,000円( )  
 お支払い後残高(元金定額コース・標準コースとも).....50,000円 - 10,000円 = 40,000円  
 第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)  
 手数料(9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります)  
 .....50,000円 × 15.0% × 15日 ÷ 365日 + 50,000円 × 15.0% × 10日 ÷ 365日 + 40,000円 × 15.0% × 5日 ÷ 365日 = 595円  
 お支払い元金  
 ・元金定額コースの場合...10,000円  
 ・標準コースの場合..... 9,405円( 10,000円 - 595円)  
 弁済金  
 ・元金定額コースの場合...10,595円( 595円 + 10,000円)  
 ・標準コースの場合.....10,000円  
 お支払い後残高  
 ・元金定額コースの場合...30,000円(40,000円 - 10,000円)  
 ・標準コースの場合.....30,595円(40,000円 - 9,405円)

< 分割払いのお支払い例 >

現金価格50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合  
 分割払手数料 50,000円 × (6.70円/100円) = 3,350円  
 支払総額 50,000円 + 3,350円 = 53,350円  
 分割支払額 53,350円 ÷ 10回 = 5,335円

< 2回払い、ボーナス一括払いの支払い回数・支払期間・手数料 >

支払区分	支払回数	支払期間	手数料
2回払い	2回	2ヵ月	不要
ボーナス一括払い	1回	2ヵ月～8ヵ月	不要

< 繰上返済の可否および方法 >

	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス
当行が別途定める期間において、当行の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法		×		×	×
当行が別途定める期間に事前に当行に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法		(全額返済のみ可)		×	×
当行が別途定める期間に事前に当行に申出のうえ、振込等により当行指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)		(全額返済のみ可)			
当行の本支店・出張所へ現金を持参して返済する方法		(全額返済のみ可)			

- 1: 全額繰上返済: 分割払い以外の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。
- 2: 一部繰上返済: 原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。
- 3: リボルビング払いをATMからの入金で繰上返済する場合は、カード利用後、当行が定める日まで返済できません。
- 4: 本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます)が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人と

して当該手続を行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高(本会員および家族会員のカードならびにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高)が開示されます。

## 【海外預金引出サービス規定】

本規定は「DREAMe-W Visaカード」の場合に適用となります。

### 第1条(サービス内容)

1. 海外預金引出サービス(以下「本サービス」という。)とは当行が日本国外で提携するVisa、PLUSに加盟している金融機関または、提携クレジット会社が設置している支払機で、カード会員がカードを使用して現地通貨により決済口座から預金の払戻しを受けることができるサービスです。なお、支払機の利用方法は、それぞれの支払機設置先の定めによります。
2. 本会員は、家族会員に対し、家族会員が家族カードを使用して本会員に代わって本サービスを利用する一切の権限を授与するものとし、家族会員による本サービスの利用にもとづく一切の支払債務は本会員が負担するものとします。
3. 本サービスを利用する場合、第5条に定める場合を除いては海外キャッシュサービスは利用できないものとします。

### 第2条(支払い)

1. 本サービスによる日本国外での払戻しにかかる決済口座からの引落しは、原則として本サービスの利用日(当日は含まない)から3営業日以内の当行が任意に定める日とし、本会員は当行に対し、通帳および払戻請求書なしで決済口座から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、通信障害その他の事由により当行への本サービスの利用内容にかかる情報の伝達が遅れた場合には、本項にもとづく決済口座からの引落日が相当期間遅れる場合があります。
2. 前項の支払いについては、外貨額を提携金融機関、提携クレジット会社が定める時期ならびに為替相場により円貨に換算した金額(以下「サービス利用額」という。)を前項により引落すものとします。
3. 本サービスにかかる引落日と支払日の到来しているショッピングサービス、キャッシング一括およびキャッシングリボによる債務が決済口座の預金の不足により同時に引落すことができない場合における引落日の選択は当行の任意とします。

### 第3条(利用可能枠)

本サービスの利用可能枠は、海外キャッシュサービス利用可能枠の範囲内で当行が定める金額(以下「サービス利用可能枠」という。)とし、所定の方法により本会員に通知するものとします。会員はサービス利用可能枠からサービス利用額の残高を差引いた金額の範囲内で、本サービスを利用することができます。また、各支払機における1回あたりの利用可能金額は提携金融機関、提携クレジット会社が定める金額までとします。

### 第4条(手数料)

本サービスの利用にあたっては、当行は、本会員より当行所定の手数料(以下「サービス手数料」という。)を申受けます。また支払機利用手数料については、当該支払機を設置している金融機関、提携クレジット会社の定めによります。なお、サービス手数料は、第2条の引落日と同時に引落します。

### 第5条(海外キャッシュサービスへの振替)

サービス利用額およびサービス手数料の額の合計額が決済口座の預金の不足等により引落しできなかった場合には、日本国外での払戻しにかかる決済口座からの引落日の取扱いはなかったものとし、代わりにサービス利用額全額について中国銀行Visaカード会員規約(以下「会員規約」という。)第30条に定める海外キャッシュサービスをおこなったものとみなします。なお、この場合、前条のサービス手数料は発生せず、その代わりに当行は、本会員より会員規約第30条第3項に定める手数料を申し受けます。

### 第6条(解約)

1. 会員は、当行所定の方法により本サービスを解約することができます。
2. 当行は、会員が次のいずれかに該当する場合、本サービスを解除することができるものとします。
  - (1)会員が会員規約にもとづく会員資格を喪失した場合
  - (2)会員が本規定もしくは会員規約に違反し、またはカードの使用状況が適当でないと当行が判断した場合

### 第7条(規定の改定)

将来、本規定が改定された場合は、当行がその内容を通知した後に会員がカードを利用したことによって変更事項を承認したものとみなします。

### 第8条(適用関係等)

1. 会員が本カードを利用する場合、会員規約のほか、本規定が適用されます。
2. 本規定に定めのある事項については本規定が優先して適用され、本規定に定めのない事項については、本会員のカード利用については本会員に関する会員規約の規定が、家族会員のカード利用については家族会員に関する会員規約の規定が、それぞれ適用されます。  
本規定で特に定めるほか、本規定における用語は、会員規約におけるのと同様の意味を有するものとします。

## 【マイ・ペイすりぽ会員特約】

### 第1条(総則)

株式会社中国銀行(以下「当行」という。)に対し、本特約および「中国銀行Visaカード会員規約」(以下「会員規約」という。)を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方をマイ・ペイすりぽ会員とします。

### 第2条(カード利用代金の支払区分)

1. 本カード利用時の支払区分が1回払いまたはリボルビング払いの場合、会員規約第22条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日(支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ)時点において、当該月の利用代金が、本条第2項にもとづき本会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすりぽ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当行が指定する加盟店では、すべて支払区分が1回払いとなる場合があります。
2. 本カードの弁済金(毎月支払額)は、会員規約第24条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすりぽ会員が希望し当行が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。
  - (1)定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に3%を乗じた額(1円未満切捨て。ただし、3千円に満たない場合は最低支払い元金を3千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします。)に、本条第4項に定める手数料を加算した額。
  - (2)元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額(「5千円」または「1万円以上1万円単位」。ゴールドカードの場合は「1万円以上1万円単位」。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします。)または当行が適当と認めた金額に、本条第4項に定める手数料を加算した額。
3. 前項に定める弁済金(毎月支払額)は、当行が定める日までに当行所定の方法で本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額または減額できるものとします。
4. 手数料額は、下記の方法で算出するものとします。
  - (1)支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高(付利単位100円)に対し、当行所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1か月分として支払期日に後払いするものとします。
  - (2)新規にご利用した代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

### 第3条(カード利用代金等の決済方法)

本カードの支払方法は、会員規約第33条に定める決済口座からの口座振替等による支払方法とします。

### 第4条(キャッシング一括)

本カードでは、キャッシング一括は、当行が適当と認めたマイ・ペイすりぽ会員についてのみ利用できるものとします。

### 第5条(支払方法の中止)

本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当行の定める所定の方法で申出をおこなうものとします。

### 第6条(マイ・ペイすりぽの設定)

マイ・ペイすりぽの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当行が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすりぽの設定は取消すものとします。

### 第7条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。

<お支払い例(定率コースおよび元金定額コース1万円の場合)>

8月16日～9月15日までに50,000円ご利用の場合

初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)

お支払い元金

・定率コースの場合..... 3,000円

・元金定額コースの場合...10,000円

手数料(定率コース、元金定額コースとも)

.....ありません

弁済金

・定率コースの場合..... 3,000円

・元金定額コースの場合...10,000円

お支払い後残高

・定率コースの場合.....50,000円 - 3,000円 = 47,000円

・元金定額コースの場合...50,000円 - 10,000円 = 40,000円

第2回(11月10日)お支払い

手数料(10月11日～10月15日までの分)

・定率コースの場合.....47,000円 × 15.0% × 5日 ÷ 365日 = 96円

・元金定額コースの場合...40,000円 × 15.0% × 5日 ÷ 365日 = 82円

お支払い元金

・定率コースの場合..... 3,000円

・元金定額コースの場合...10,000円

弁済金

・定率コースの場合..... 3,096円( 96円 + 3,000円)

・元金定額コースの場合...10,082円( 82円 + 10,000円)

お支払い後残高

・定率コースの場合.....44,000円(47,000円 - 3,000円)

・元金定額コースの場合...30,000円(40,000円 - 10,000円)

## 【リボルビング払い・分割払い支払金等の債務免除特約】

### 第1条(債務免除の内容)

当行は「中国銀行Visaカード会員規約」(以下「会員規約」という。)第24条に定めるリボルビング払いまたは第25条に定める分割払いによるカード支払債務(以下総称して「リボ・分割払い支払債務」という)のある本会員が死亡または重度障害になった場合、会員規約第20条、第28条、第29条および第30条に定めるカード利用の支払債務(家族会員によるカード利用の支払債務を含みます。以下「支払債務」という。)を免除するものとします。

### 第2条(支払債務を免除する場合)

1. 当行は、本会員がリボ・分割払い支払債務を負担している期間中に、次に掲げる事由に該当した場合は、支払債務を免除します。  
死亡した場合(本会員が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明または遭難してから、その日を含めて30日を経過しても本会員が発見されない場合を含みます)  
傷害(傷害の原因となった事故を含みます)または疾病(併せて以下「身体障害」という。)により、別表に定める重度障害(以下「重度障害」という。)になった場合
2. 前項の規定にかかわらず、本会員が死亡または重度障害の原因となった身体障害を被った時が、本特約にもとづく支払債務の免除制度発足以前であった場合は、当行は支払債務を免除しません。

### 第3条(用語の定義)

本特約において、次の用語の意味は、当該各項に定めるところによります。

1. 傷害 本会員が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(断続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。
2. 疾病 本会員が被った前項の傷害以外の身体障害をいいます。
3. 身体障害を被った時  
傷害については、傷害の原因となった事故発生の時  
疾病については、医師(本会員が医師である場合は、当該会員以外の医師をいいます。)の診断による発病の時

### 第4条(支払債務免除額の計算)

1. 免除する支払債務の額は、本会員が死亡した日または重度障害になった日(重度障害であることを医師が診断した日をいいます。以下同様とします。)現在の債務額(支払期限未到来債務を含みます。)とし、支払遅滞による遅延損害金を含みます。
2. 前項の規定にかかわらず、本会員が死亡または重度障害の原因となった身体障害を被った日(傷害については傷害の原因となった事故発生日をいい、疾病については医師の診断による発病日をいいます。ただし、身体障害を被った時が判明しているときは、その時をいいます。)以降に新たに生じた支払債務については、免除しません。
3. 当行が免除する債務の額は、いかなる場合も、100万円が上限となります。

### 第5条(支払債務を免除しない場合)

1. 当行は、本会員が死亡した場合または重度障害になった場合であっても、次に定める場合には、支払債務を免除しません。  
本会員の故意  
本会員の自殺行為または犯罪行為

2. 当行は、次に定める事由により発生した支払債務は免除しません。  
 会員規約第39条に定める期限の利益を喪失した後のカード利用  
 他人によるカードの不正使用

#### 第6条(支払債務を免除するための手続き)

1. 本会員が死亡した場合または重度障害になった場合は、本会員またはその法定代理人または法定相続人は、当行に対し、次に掲げる手続きをおこなわなければなりません。  
 死亡した日または重度障害になった日からその日を含めて原則30日以内にその旨を通知すること  
 次に掲げる書類を提出すること(ただし、これ以外の書類の提出を求めることがあります。)イ.死亡の場合  
 は、死亡診断書または死体検案書 ロ.重度障害の場合は、その程度を証明する医師の診断書
2. 本会員またはその法定代理人または法定相続人が当行の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知、説明もしくは書類につき知っている事実を告げず、もしくは不実のことを告げたときは、当行は支払債務を免除しません。

#### 第7条(当行の指定医による診察等の要求)

1. 当行は、本会員またはその法定代理人または法定相続人に対し、前項の通知に関する説明および当行の指定する医師による本会員の身体の診察もしくは死体の検案(ただし、その際に要した費用は当行の負担とします。)を求めることができるものとし本会員またはその法定代理人または法定相続人はこれに協力しなければなりません。
2. 前項の当行の申出につき、本会員またはその法定代理人または法定相続人が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当行は支払債務を免除しません。

#### 第8条(免除対象債務の特定等)

1. 当行は、本特約第6条に掲げる書類を受理後、審査の上、本特約第4条にもとづき当該会員について免除の対象となる支払債務の額を決定します。
2. 前項の決定をおこなうにあたり、いずれの支払債務を免除するかについては当行の定めるところによるものとし、本会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。
3. 当行が支払債務の免除をしてもなお本会員の支払債務が残存するときは、本会員またはその法定相続人は会員規約にしたがいその支払いをするものとします。
4. 当行が支払債務を免除した場合において、死亡した日または重度障害になった日以降に本会員またはその法定相続人から支払債務の全部または一部について支払いがおこなわれた場合には、当行において審査の上、支払債務の免除をする部分に既払金があるときはこれを本会員またはその法定相続人に返還し精算するものとします。ただし、本会員またはその法定相続人への返還金には利息を付さないものとします。

#### 別表

<p>対象となる重度障害の状態</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 眼の障害             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)両眼が失明したとき</li> <li>(2)両眼の矯正視力の和が永続的に0.04以下になったとき</li> </ol> </li> <li>2. 耳の障害             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)両耳の聴力を失ったとき</li> <li>(2)両耳の聴力レベルが永続的に100デシベル以上となったとき</li> </ol> </li> <li>3. 腕(手関節以上をいいます。)または脚(足関節以上をいいます。)の障害             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)両腕または両脚を失ったとき</li> <li>(2)両腕または両脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき</li> <li>(3)1腕を失い、かつ、1脚を失ったとき</li> <li>(4)1腕を失ったかまたは1腕の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき</li> <li>(5)1腕の3大関節中の1関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき</li> </ol> </li> <li>4. 指の障害             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)両手のすべての指を失ったとき</li> <li>(2)両手のすべての指の機能を全く廃したとき</li> </ol> </li> <li>5. 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき</li> <li>6. 難病(厚生省特定疾患治療研究事業の対象となっている疾病をいいます。)となったとき</li> <li>7. その他身体の著しい障害により、随時他人の介助を受けなければ自用を弁ずることができなくなったとき              (注1)すでに生じていた障害に新たな障害が加わったことにより上記の状態になった場合を含みます。              (注2)「手関節以上」または「足関節以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。</li> </ol>
--

## 【DREAME - W Visa カード特約】

### 第1条(本特約の目的)

本特約は、株式会社中国銀行(以下「当行」という。)が発行する「DREAME - W Visaカード」(以下「本カード」という。)の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

### 第2条(本カードの発行・貸与)

1. 本カードは、当行が別に定める「中国銀行Visaカード会員規約」(以下「クレジットカード規約」という。)および中銀キャッシュカード規定・中銀ICキャッシュカード特約(以下併せて「キャッシュカード規定」という。)ならびに本特約を承認のうえ、クレジットカード規約第1条に定義する本会員となる旨の申込みをするとともに本カードの発行の申込みをし、これに対し当行が承認した場合に発行されるものとします。
2. 前項にもとづいて発行される本カードの所有権は当行に帰属するものとし、当行は前項による承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとします。(以下、本項にもとづいて本カードの貸与を受けた者を「カード会員」といいます。)なお、本カード上には、会員氏名・カード会員番号・カードの有効期限・預金口座番号等が表示されています。
3. 第1項の申込みの際には、本カードのキャッシュカードとしての機能(「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。)が対応する普通預金口座を、本カードのカード利用代金、手数料等の決済口座として届出るものとします。

### 第3条(本カード発行にともなう既存カードの取扱い)

カード会員が本カードの発行前に保有していた決済口座のキャッシュカード機能または当行が発行するクレジットカードの機能は、それぞれ以下の時点で失効するものとします。

- (1)キャッシュカード機能の失効:カード会員が本カードを利用した時点または当行が本カードを発行することを認めた日以降の当行が指定し通知または公表した日
- (2)クレジットカード機能の失効:当行が本カードを発行することを認めた日以降の当行が指定し通知または公表した日

### 第4条(有効期限)

1. 本カードの有効期限は、カード上に表示した月の末日までとします。
2. 当行は、カード有効期限までに、退会の申出のない会員で、かつ、当行が審査のうえ引続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。
3. 前項にもとづいて更新カードが発行された場合においても、カード会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、カード会員が更新カードを利用した時点または当行が更新カードを発行することを認めた日以降の当行が指定し通知または公表した日に失効するものとします。

### 第5条(本カードの機能)

1. カード会員は本カードにより、キャッシュカード機能および当行が発行するクレジットカードとしての機能(クレジットカード規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」という。)を、各々の規定・規約および本特約にしたがって利用することができます。
2. カード会員は、現金自動支払機(以下「CD」という。)または現金自動預払機(以下「ATM」という。)において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示にしたがって、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
3. 前項の規定にしたがわず、カード会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、カード会員は、当該希望外取引にもとづく債務についての支払義務を免れないものとします。
4. 本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、カード会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングをおこなう場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

### 第6条(本カードの機能停止等)

1. 当行は、カード会員と当行との間のクレジットカード契約、およびカード会員と当行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。これにともなう不利益・損害等については、当行の故意または過失による場合を除き、当行はいずれも責任を負わないものとします。
  - (1)本カードの再発行のため、カード会員が、当行に本カードを返還した場合。
  - (2)本カードに関する諸変更手続のため、カード会員が、当行に本カードを送付し、または預けた場合。
  - (3)CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。
  - (4)カード会員から当行に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届出があった場合。
2. カード会員が本特約またはクレジットカード規約に違反し、または違反するおそれがあると合理的な理由のもと

づき判断した場合には、当行はクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

#### **第7条(決済口座の変更)**

本カードの申込みの際に届出た決済口座は、原則として変更できないものとします。ただし、変更に合理的な理由があると判断される場合には、この限りではありません。

#### **第8条(届出事項の変更)**

(1)カード会員が当行に届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に届出なければなりません。当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に届出するものとします。

(2)前項のうち氏名の変更があった場合においては、カード会員は本カードを当行に返還するものとします。なお、この場合には、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。

#### **第9条(紛失・盗難の届出)**

カード会員は、本カードを紛失した場合および盗難された場合には、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定の定めるところにしたがって当該紛失または盗難の事実を当行に届出するものとします。

#### **第10条(カードの再発行)**

本カードの紛失・盗難・破損・汚損・氏名の変更を理由に、カード会員が当行に対し本カードの再発行を求めた場合は、当行が審査のうえ原則として本カードを再発行するものとします。この場合、当該カード会員は、当行所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当行が別途通知または公表いたします。(ただし、破損・汚損・氏名の変更による再発行の場合を除きます。)なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しないことがあります。また、カード会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該カード会員が所持する本カードを当行に返還する必要があるものとします。

#### **第11条(カードの返還)**

カード会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、当行の請求により本カードを返還するものとし、これにともなう不利益・損害等については、当行の故意または過失による場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

(1)クレジットカード規約所定の事由により会員資格を喪失した場合。(カード会員が任意に退会した場合も含まれます。)

(2)カード会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。

(3)カード会員が当行に対し、本カードの利用を取り止める旨の申出をおこない、これを当行が認めた場合。

#### **第12条(カードの回収)**

前条(1)の場合において、当行の判断で、利用者に事前の通知・催告等することなく、CDまたはATMや加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの期間において、キャッシュカード機能が利用できないことにもなう不利益・損害等については、当行の故意または過失による場合を除き、当行はいずれも責任を負わないものとします。

#### **第13条(本特約の優先適用)**

1. 本特約とクレジットカード規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。
2. 本特約に定めのない事項は、クレジットカード機能についてはクレジットカード規約、キャッシュカード機能についてはキャッシュカード規定が適用になるものとします。

#### **第14条(本特約の改定)**

本特約が改定され、当行がその改定内容を書面その他の方法により通知した後に当該カード会員が本カードを利用したときは、当該カード会員はその改定を承認したものとみなします。

### **【ETCカード特約(個人用)】**

#### **第1条(定義)**

1. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社または都道府県市町村である道路管理者のうち、株式会社中国銀行(以下「当行」という)が指定する者となります。
2. 「ETCシステム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器にETCカードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステムとします。
3. 「ETCカード」とは、ETCシステムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有するICカードの総称とします。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置の総称とします。

5. 「路側システム」とは、ETCシステムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置とします。
6. 「ETC「ハイカ・前払」残高管理サービス」とは、道路事業者が主となり運用するETC利用者向け前払金残高管理サービスをいいます。尚、「ETC「ハイカ・前払」残高管理サービス」を利用する会員は道路事業者が定める「ETC「ハイカ・前払」残高管理サービス利用約款」を遵守するものとします。
7. 「ETCマイレージサービス」とは、道路事業者が主となり運用するETC利用者向け割引サービスをいいます。尚、ETCマイレージサービスを利用する会員は道路事業者が定める「ETCマイレージサービス利用規約」を遵守するものとします。

## 第2条(ETCカードの貸与と取扱い)

1. 当行は、当行が発行するクレジットカード(以下「カード」という)のうち当行が指定するカードの個人会員が、本特約および中国銀行VISAカード会員規約(以下「会員規約」という)を承認の上所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方(以下「会員」という)に対し、ETCカードをカードに追加して発行・貸与します。
2. 会員はETCカードの裏面に署名を行なわないものとします。
3. ETCカードの所有権は当行に属します。ETCカードはETCカード表面に印字された会員本人以外は使用できません。
4. 会員は、ETCカードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、ETCカードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、ETCカードを他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。

## 第3条(ETCカードのご利用)

1. 会員は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、ETCカードを通行料金の支払い手段とすることができます。
2. 前項にかかわらず会員は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払いに際し、ETCカードの呈示を求められた場合には、これを呈示するものとします。

## 第4条(ご利用代金の支払い)

1. 会員は、前条により負担する通行料金等に係る債務を、会員規約に従いカードの利用代金と合算して支払うものとします。
2. 前項の支払いに係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、カードの支払区分が「いつでもリボ」および「あとからリボ」の場合は会員規約第24条の定めにもとづき支払い、「リボルビング専用カード」および「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約の定めにもとづき支払うものとします。

## 第5条(ご利用枠)

ETCカードは、カードの利用枠の範囲内で利用できるものとします。会員がカードの利用枠を超えてETCカードを使用した場合も、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

## 第6条(利用疑義)

当行からの利用代金の請求は、ETCシステムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データにもとづくものとします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当行への支払義務は免れないものとします。

## 第7条(紛失・盗難)

1. ETCカードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、会員は、そのETCカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. 会員は、ETCカードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当行に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当行への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。
3. 当行はETCカードが第三者によって取得される等当行が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるかと判断した場合、当行の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員および仕様者はあらかじめ承諾するものとします。

## 第8条(会員保障制度)

1. 前条1項の規定にかかわらず、当行は、会員が紛失・盗難により他人にETCカードを不正利用された場合であって、前条2項の警察並びに当行への届出がなされたときは、これによって会員が被るETCカードの不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、ETCカードの入会日からカードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。
  - (1)会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害。なお、会員がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったものと見なします。
  - (2)損害の発生が保障期間外の場合
  - (3)会員の家族・同居人・ETCカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合

- (4) 会員が本条4項の義務を怠った場合
  - (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
  - (6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害
  - (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
  - (8) ETCマイレージサービスを利用する会員のマイレージサービスのポイントおよび還元額(無料通行分)残高の減少により生じた損害
  - (9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害
4. 会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行がてん補に必要と認める書類を当行に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

#### **第9条(ETCカード年会費)**

1. 会員は、当行に対して所定のETCカード年会費を、カードの年会費とは別に支払うものとします。
2. ETCカード年会費の支払期日は、ETCカード送付時に通知するものとし、支払われたETCカード年会費は、当行の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、理由の如何を問わず返還しないものとします。

#### **第10条(ETCカードの有効期限)**

1. ETCカードの有効期限は、当行が指定するものとし、ETCカード表面に記載した月の末日までとします。
2. ETCカードの有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当行が引き続き会員として認める場合には、新しいETCカードと本特約を送付します。
3. ETCカードの有効期限内におけるETCカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約を適用するものとします。

#### **第11条(退会)**

1. 会員がETCカードを退会する場合は、ETCカードを添え、当行に所定の届出用紙を提出する方法または電話により当行に届け出を行う方法等の当行所定の方法により当行に届け出るものとします。
2. 会員がカードを退会する場合は、会員のETCカードも同時に退会となるものとします。

#### **第12条(再発行)**

1. ETCカードの再発行は、当行所定の届け出を提出していただき当行が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当行所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。
2. ETCカードの再発行によりETCカードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する、登録型割引制度(以下「登録型割引制度」という)を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでのETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことをあらかじめ承諾するものとします。当行は、ETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

#### **第13条(利用停止措置)**

当行は、会員が本特約若しくは会員規約に違反した場合またはETCカード若しくはカードの使用状況が適当でないとして当行が判断した場合、会員に通知することなくETCカードの利用停止措置をとることができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。当行は、ETCカードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

#### **第14条(免責)**

1. 当行は、会員に対し、事由の如何を問わず、道路上または料金所での事故、ETCシステムおよび車載器に関する紛議に関し、これを解決し若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。
2. 会員は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずETCカードの作動確認を行なうものとします。作動に異常がある場合には、ETCカードの使用を止め、直ちに当行に通知するものとします。
3. 当行は、ETCカードの機能不良にもとづく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。
4. 当行は登録型割引制度を含む道路事業者が提供する各サービスに関して、会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

#### **第15条(特約の変更、承認)**

本特約の変更については当行から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にETCカードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。

#### **第16条(ETCシステム利用規程の遵守)**

会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程を遵守し、ETCカードを利用するものとします。

#### **第17条(会員規約の適用)**

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

(2016年4月改定)

### **【ETCシステム利用規程】**

#### **(目的)**

第1条 この利用規程は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および公社等(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)(以下「省令」といいます。))第2条第1項にもとづく公告または公示を行った地方道路公社または都道府県若しくは市町村である道路管理者をいいます。以下同じです。)が省令第2条第2項の規定にもとづき、周知すべき事項を定めたものです。

#### (遵守事項)

第2条 無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み(以下「ETCシステム」といいます。)を利用しようとする者は、この利用規程を遵守しなければいけません。遵守しない場合は、ETCシステムを使用して通行料金を収受する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および公社等(以下「ETCシステム取扱道路管理者」といいます。))は、ETCシステムの利用を拒絶することがあります。

#### (利用に必要な手続)

第3条 ETCシステムを利用しようとする者は、第一号に掲げる手続を経た上、第二号から第四号に掲げる手続を行わなければいけません。

- 一 ETCシステム取扱道路管理者またはETCシステム取扱道路管理者との契約にもとづきETCカード(車載器(自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいいます。以下同じです。))に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を送信する無線機をいいます。以下同じです。))に挿入して車載器を作動し、および通行料金の支払いに必要な情報を記録するカードをいいます。以下同じです。))を発行する者の定める手続によりETCカードの貸与を受けること。
- 二 ETCシステムを利用する自動車に車載器メーカーが適合するものと定めた車載器を購入その他の方法により取得すること。
- 三 前号で取得した車載器を、車載器メーカーが示す方法により自動車に取り付けること。
- 四 省令第4条第1項第三号に規定する一般財団法人が定める方法により、第二号で取得した車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすること(以下「セットアップ」といいます。))。ただし、二輪車(道路運送車両法第3条の小型自動車または軽自動車である二輪自動車(側車付二輪自動車(またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取り装置および3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車であって、三輪幌型自動車として登録されている自動車を含みます。以下同じです。))を含みます。))をいいます。以下同じです。))でETCシステムを利用する者は、セットアップに先立ち、ETCシステム取扱道路管理者が別に定めるところに従い、所定の事項をETCシステム取扱道路管理者に登録すること。

#### (車載器の取扱い)

第4条 車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってははいけません。

2. 車載器のアンテナ周辺に物を置くなどして電波をさえぎってははいけません。
3. 車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた自動車のナンバープレート(自動車登録番号標および車両番号標をいいます。))が変更になった場合、車載器の取り付けられた自動車をけん引できる構造に改造した場合、車載器を他の自動車に付け換えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければいけません。

#### (ETCカードの取扱い)

第5条 ETCカードの分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってははいけません。

2. ETCカードの貸与を受けた者は、ETCカードを紛失、盗難等により亡失した場合および貸与されたETCカードが破損、変形した場合は、ただちにその旨をETCカードを発行した者に通知してください。
3. 有効期限が経過しているETCカードおよびETCシステム取扱道路管理者またはETCシステム取扱道路管理者との契約にもとづきETCカードを発行する者が無効としたETCカードは利用することができません。

#### (利用方法)

第6条 ETCシステムを利用する者は、ETCカードを車載器に確実に挿入し、ETCシステムが利用可能な状態になったことを確認の上、ETCシステムを利用することができる車線(以下「ETC車線」といいます。))を通行してください。

#### (ETCシステムの利用制限等)

第7条 ETCシステム取扱道路管理者は、道路の管理上必要な場合は、予告なくETCシステムの利用を制限し、または中止することがあります。

#### (通行上の注意事項)

第8条 ETCシステムを利用する者は、ETC車線(スマートIC(地方公共団体が主体となって発意し、当該地方公共団体が高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第11条の2第1項の規定にもとづき連結許可を受けた同法第11条第一号の施設で、道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条第2項第三号本文に規定するETC専用施設のみが設置され、同号イに規定するETC通行車のみが通行可能なインターチェンジをいいます。以下同じです。))の車線および一旦停止を要するETC車線(ETCシステム利用規程実施細則第5

条その他の事項に定める料金所にあります。以下同じです。)を除きます。)を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

- 一 車線表示板(料金所の車線上に設置されたETCシステムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。)に「ETC」若しくは「ETC専用」(これらの表示がある車線では、ETCシステムを利用する自動車しか通行できません。)または「ETCノ一般」(この表示がある車線では、ETCシステムを利用する自動車およびいったん停車して係員に対して通行料金を支払う車両(道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両のうち、軽車両を除くものをいいます。以下同じです。)が通行できます。)と表示されるので、これらの表示によりETC車線が利用可能であることを確認し、20キロメートル毎時以下に減速して進入すること。
  - 二 ETC車線内は徐行して通行すること。
  - 三 前車が停車することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に「ETCノ一般」と表示のある車線では、前車がETCシステムを利用しない場合は、いったん停車するので注意すること。
  - 四 路側表示器(車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。)に通行することができる場合は「」、通行することができない場合は「STOP 停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。
  - 五 路側表示器の表示が「STOP 停車」の場合は、ETC車線上にある開閉式の横木(以下「開閉棒」といいます。)が開かない、または閉じるので、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進または後退したりしないこと。
  - 六 路側表示器の表示が「」の場合は、ETC車線上にある開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
  - 七 他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと。
2. ETCシステムを利用する者は、スマートICの車線および一旦停止を要するETC車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
- 一 当該車線の周辺に設置している案内板等に従って徐行して進入し、指定された停止位置(以下「停止位置」といいます。)で、必ずいったん停止すること。なお、停止位置で通信開始ボタンを押す必要がある場合には、案内板等の指示に従うこと。
  - 二 他の自動車と並進したり、他の自動車を追い抜いたりしないこと。
  - 三 開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
  - 四 開閉棒が開かない場合は、開閉棒の手前で停車して係員に申し出ること。
3. 二輪車でETCシステムを利用する者は、ETC車線を通行する場合は、前2項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
- 一 案内板や路面表示等により、二輪車の通行が可能なETC車線であることを確認し、進入すること。
  - 二 案内板や路面表示等により、通行方法が示されている場合は、これらの表示に従って通行すること。
  - 三 蛇行、斜行したりせず、前車と十分な車間距離を保持し、1台ずつまっすぐに進入すること。
4. 二輪車(この項においてのみ側車付二輪自動車を除きます。)でETCシステムを利用する者は、車線表示板に「ETC」若しくは「ETC専用」の表示がある車線を通行する場合において、開閉棒が開かない、または閉じるときは、第1項第五号の規定にかかわらず、後退したりせず、開閉棒および後続車等に十分注意を払い、安全を確認の上、開閉棒を避けてETC車線から退避してください。この場合、駐停車が禁止されていない場所から安全を確認の上、遅滞なく、当該ETC車線を管理するETC取扱道路管理者あてに連絡し、指示に従ってください。
5. 係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。

#### (ETCシステムを利用しない場合の通行方法)

第9条 ETCシステムを利用しない者は、車線表示板に「ETC」または「ETC専用」の表示があるETC車線、スマートICの車線および一旦停止を要するETC車線に進入してはいけません。誤って、これらの車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進または後退したりしてはいけません。

#### (通行料金の計算)

第10条 ETCシステムを利用した場合は、ETCシステム取扱道路管理者の記録装置に記録された通行実績にもとづき通行料金の計算を行います。

#### (免責)

第11条 ETCシステム取扱道路管理者は、ETCシステムを利用しようとする者またはETCシステムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いません。

#### (別の定め)

第12条 利用証明書を必要とする場合、障害者割引措置を受けようとする場合その他ETCシステムの利用に関して必要な事項は、この利用規程に規定するもののほか別に定めます。

## 附 則

1. この利用規程は、平成24年12月6日から適用します。
2. 平成20年12月1日付けETCシステム利用規程(以下「旧利用規程」といいます。)は、本規程の適用をもって廃止します。  
なお、本規程の適用前に旧利用規程の規定にもとづき行われた手続で、本規程の適用の際現に効力を有するものは、本規程の規定により行われたものとします。

## 【ETCシステム利用規程実施細則】

### (目的)

第1条 この実施細則は、ETCシステム利用規程(以下「規程」といいます。)第12条にもとづき、ETCシステムの利用に関して必要な事項を定めるものです。

### (利用方法)

第2条 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社または公社等が管理する有料道路において、入口料金所(利用する道路または道路の区間の始点にあり通行券を発券する料金所をいいます。以下同じです。)で車載器にETCカードを挿入してETC車線を通行した場合、出口料金所(利用する道路または道路の区間の終点までにあり通行料金の請求を受ける料金所をいいます。以下同じです。)または検札料金所(通行券の検札を行う料金所をいいます。以下同じです。)で車載器にETCカードを挿入してETC車線を通行するときは、入口料金所で用いた車載器およびETCカードと同一のものを使用してください。

### (通行方法)

- 第3条 ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、利用証明書を必要とする場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線(ETC車線および一旦停止を要するETC車線以外の車線をいいます。以下同じです。)または混在車線(「ETCノ一般」の表示のある車線をいいます。以下同じです。)を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡すとともに利用証明書を請求してください。ただし、スマートICでは利用証明書は発行しません。
2. ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、ETCシステムにより障害者割引措置を受けようとする場合は、ETCシステム取扱道路管理者が別に定める手続(以下本項において「手続」といいます。)を行ってください。なお、手続を行っていない場合、ETC車線および一旦停止を要するETC車線の利用ができない場合等、係員の処理により障害者割引措置を受けようとするときには、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線または混在車線を通行し、いったん停車して係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示の上、ETCカードを手渡してください。ただし、スマートICでは、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
  3. 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社または公社等が管理する有料道路において、入口料金所で車載器にETCカードを挿入してETC車線を通行した場合に出口料金所および検札料金所でETC車線の利用ができないときは、いったん停車してETCカードを係員に手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICの場合は、案内板、係員の指示その他の案内に従ってください。
  4. 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社または公社等が管理する有料道路において、入口料金所で通行券を受け取った場合は、出口料金所および検札料金所で一般車線または混在車線を通行し、いったん停車してETCカードと通行券を係員に手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICの場合は、当該料金所は利用できません。
  5. 首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社および広島高速道路公社が管理する有料道路の混在車線では開閉棒を開放したままの場合があります。この場合には、路側表示器の表示内容に従い、ブース横で安全に停車できる速度と車間距離を保持して進入してください。
  6. 高速自動車国道および本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道において、通行止めにより途中流出した自動車が、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社および本州四国連絡高速道路株式会社が実施する料金調整を受けようとするときは、再流入後の通行については、通行止めによる途中流出前に用いた車載器およびETCカードと同一のものを使用してください。

### (徐行の方法)

第4条 規程第8条第1項第二号および第六号並びに第2項第一号および第三号に規定する徐行の際は、ETC車線内で前車が停車した場合、開閉棒が開かない若しくは閉じる場合その他通行するにあたり安全が確保できない事象が生じた場合であっても、前車または開閉棒その他の設備に衝突しないよう安全に停止することができるような速度で通行してください。

### (その他の事項)

第5条 次表の左欄に掲げるETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、同表中欄に掲げる場合は、同表右欄に定める取扱い方法を適用するものとします。

ETCシステム取扱道路管理者の名称	場合	取扱い方法
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 奈良県道路公社 福岡県道路公社	車載器に路線バスとしてセットアップした自動車を路線バス以外の用途で使用する場合または車載器に路線バス以外の自動車としてセットアップした自動車を路線バスの用途で使用する場合	車載器にETCカードを挿入することなく、一般車線または混在車線を通行し、通行券を発券する料金所では通行券を受け取り、通行料金の請求を受ける料金所では、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、スマートICから流入しスマートIC以外の出口料金所および検札料金所を利用する場合は、一般車線または混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡し、スマートICの出口料金所を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 奈良県道路公社 福岡県道路公社	車軸数が4の自動車でも車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める限度以下のものが道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に定める許可を受けて通行する場合	セットアップを行う際に申し出されていない場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線または混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、通行料金の請求を受ける料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 奈良県道路公社 福岡県道路公社	車軸数が2以上の自動車であって隣接するいずれかの車軸間距離が1.0メートル未満のものが通行する場合	セットアップを行う際に申し出されていない場合および該当する自動車が被けん引自動車の場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線または混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、通行料金の請求を受ける料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 愛知県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社	入口料金所でETCシステムを利用して通行した自動車が事故および故障等により通行できなくなり、出口料金所および検札料金所をけん引された状態で流出する場合	出口料金所および検札料金所で一般車線または混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 名古屋高速道路公社	乗継制度(有料道路を利用する自動車がいったん有料道路外へ出たのち、引き続き当該	入口料金所から乗継出口を経由して乗継料金所まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。

福岡北九州高速道路公社	有料道路を利用する場合にこれを1回の通行とみなす制度をいいます。)の適用を受けようとする場合	い。
阪神高速道路株式会社 福岡北九州高速道路公社	車軸数が2のセミ・トレーラー用トラクタで被けん引自動車を連結していないものが通行する場合	通行料金の請求を受ける料金所で一般車線または混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。(ただし、阪神高速の全ての本線料金所並びに2号淀川左岸線、4号湾岸線、5号湾岸線、6号大和川線、8号京都線、13号東大阪線、14号松原線、15号堺線、17号西大阪線および32号新神戸トンネルの料金所を除く。)
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 名古屋高速道路公社 福岡北九州高速道路公社 広島高速道路公社	特定の区間・経路を通行した場合に対象となる通行料金や割引制度の適用を受けようとする場合	当該特定の区間・経路の利用開始から利用終了まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社	入口料金所でETCシステムを利用して通行した自動車が、インターチェンジ等の間で、被けん引自動車との連結等により料金車種区分が変更された状態で出口料金所および検札料金所を通行する場合	出口料金所および検札料金所で一般車線または混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	けん引自動車がスマートICを通行する場合	スマートICから流入し、スマートIC以外の出口料金所および検札料金所を利用する場合は、一般車線または混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。スマートICから流入し、スマートICの出口料金所を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください
中日本高速道路株式会社	右欄対象料金所の一旦停止を要するETC車線を通行する場合	対象料金所 中部縦貫自動車道(安房峠道路)平湯料金所 通行に際しては、ETCシステム利用規程および同実施細則の規定に従い通行してください。

#### 附 則

- この実施細則は、平成26年3月20日から適用します。ただし、現にETCシステムを利用して料金徴収を行っていない道路またはETCシステム取扱道路管理者においては、ETCシステムを利用して料金徴収を開始する日から適用します。
- 平成25年3月21日付けETCシステム利用規程実施細則(以下「旧実施細則」といいます。)は、本実施細則の適用をもって廃止します。  
なお、本実施細則の適用前に旧実施細則の規定にもとづき行われた手続で、本実施細則の適用の際現に効力を有するものは、本実施細則の規定により行われたものとします。

## 【iD会員特約(統合型:個人用)】

### 第1条(定義)

「iD決済システム」(以下「本決済システム」という)とは、携帯電話等に搭載された非接触ICチップを用いて行うクレジット決済システムをいいます。

### 第2条(iD会員)

1. 株式会社中国銀行(以下「当行」という)が発行するクレジットカードのうち当行が指定するクレジットカードの個人会員(以下「会員」という)で、本特約および所定のカード会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、当行所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方をiD会員とします。
2. iD会員には、本決済システムを利用する媒体(以下「iD媒体」という)によって、それぞれiD会員(携帯型)およびiD会員(専用型)があります。
3. 当行はiD会員(専用型)に対しては、会員規約にもとづき会員に発行するクレジットカード(第7条第1項に定める決済用カードをさす)とは別の、本決済システムでの利用機能を備えたカード(以下「専用カード」という)を発行し、貸与します。
4. 会員が家族会員の場合には、当該家族会員の利用につき責任を負う本会員がiD会員である場合に限り、当行は当該家族会員をiD会員とするものとします。
5. 本会員は、iD会員である家族会員による本決済システムの利用により生じる全ての責任(利用金額の支払義務を含む)を負うものとします。この場合、iD会員である家族会員は、当行が、当該家族会員による本決済システムの利用内容・利用状況等(本特約で家族会員の利用とみなす場合を含む)を本会員に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
6. 本会員は、iD会員である家族会員に対し本特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当行の損害(iD会員番号、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含む)を賠償するものとします。

### 第3条(発行手数料)

iD会員は、専用カード(以下「本カード」という)が発行された場合、当行所定の発行手数料を支払うものとします。尚、支払われた発行手数料は、理由の如何を問わず、返還しません。

### 第4条(暗証番号)

1. 当行は、iD会員より申出のあったiDの暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申出がない場合または当行が定める指定禁止番号を申出た場合は、当行所定の方法により登録することがあります。
2. iD会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。iDの利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当行に責のある場合を除き、iD会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

### 第5条(iD媒体の利用)

1. iD会員は、iD媒体を当行所定の方法で使用することにより、本決済システムの利用が可能な加盟店(以下「iD加盟店」という)での支払い手段とすることができます。
2. iD会員は、第7条第1項で定める決済用カードの代わりにiD媒体を用いて当行が別途指定するATM等において当行所定の操作を行うことにより、会員規約に定めるキャッシングリボまたはキャッシング一括として、当行から現金を借り受けることができます。また、iD会員は、会員規約に定める方法以外に、当行が別途指定するATM等においてiD媒体を用いて当行所定の操作を行うことにより、キャッシングリボまたはキャッシング一括の借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。但し、本決済システムまたはこれに関連するシステムの仕様上、本項に定めるキャッシングリボおよびキャッシング一括のサービスが受けられない場合があるものとします。

### 第6条(iD媒体の管理)

1. iD会員は、iD媒体を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、iD会員本人以外の第三者にiD媒体による本決済システムの利用をさせてはなりません。
2. iD会員は、iD媒体に装備された非接触ICチップおよび指定アプリケーションにつき偽造、変造または複製等をおこなってはなりません。
3. iD会員が前2項に違反したことによりiD会員本人以外の第三者がiD媒体を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD会員本人の利用とみなします。

### 第7条(ご利用代金の支払い)

1. 本会員であるiD会員は、本特約にもとづく一切の債務を、会員規約に従い、iD会員があらかじめ指定する決済用のクレジットカード(以下「決済用カード」という)の利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。
2. 前項の支払いのうちiD加盟店での利用に係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、決済用カードの支払区分が「いつでもリボ」および「あとからリボ」の場合は会員規約第24条の定めにもとづき支払い、「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約の定めにもとづき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規約第25条の定めにもとづき

支払うものとします。

#### 第8条(海外利用代金の決済レート等)

本決済システムの海外のiD加盟店での買物ご利用代金は、取引時点で「iD」ブランドセンターが指定するレートで日本円に換算されます。

#### 第9条(ご利用枠)

1. iD会員は、決済用カードの利用枠の範囲内で、決済用カードの代わりにiD媒体を第5条に定めるとおり利用できるものとします。
2. 当行は、前項の規定にかかわらず暗証番号入力を伴わない取引については当該取引の利用条件を別途指定することができ、iD会員はこれに従うものとします。
3. iD会員は、当行が適当と認めた場合、本条第1項の規定にかかわらず、決済用カードの利用枠を超えて、iD媒体を本決済システムで利用できるものとします。その場合も、iD会員は当然に支払の責を負うものとします。

#### 第10条(紛失・盗難)

1. iD会員は、iD媒体またはiD会員情報(第20条第1項で定める。以下同じ)が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により本決済システムにおいて他人に不正利用された場合、会員は、本決済システムでの当該利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. iD会員は、iD媒体またはiD会員情報が紛失・盗難にあった場合、直ちにその旨を当行に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当行への通知は、改めて文書で届出いただく場合があります。

#### 第11条(会員保障制度)

1. 前条第1項の規定にかかわらず、当行はiD会員が紛失・盗難により他人にiD媒体またはiD会員情報を不正利用された場合であって、前条第2項の警察並びに当行への届出がなされたときは、これによってiD会員が被る本決済システムでの不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、iD媒体の入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。
  - (1) iD会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害
  - (2) 損害の発生が保障期間外の場合
  - (3) iD会員の家族・同居人・当行から送付した本カードまたは第19条に定めるアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
  - (4) iD会員が本条第4項の義務を怠った場合
  - (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
  - (6) 暗証番号入力を伴う取引についての損害(但し、当行に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。)
  - (7) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害
  - (8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
  - (9) その他本特約および会員規約の違反に起因する損害
4. iD会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行がてん補に必要と認める書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

#### 第12条(有効期限)

1. 本カードおよびiD会員情報の本決済システムにおける有効期限は、当行が指定するものとし、有効期限は書面、電子メール、または本カードの券面に記載する方法その他当行所定の方法により通知するものとします。
2. 有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当行が引き続きiD会員として認める場合には、新たに本カードを送付または通知します。この場合、iD会員(携帯型)は改めて第20条に準じて会員登録を行うものとします。なお、本決済システムの利用状況によっては、iD会員に事前に通知することなく、iD会員を退会させることができるものとします。
3. iD会員は有効期限経過後の本カードを直ちに裁断破棄するものとします。

#### 第13条(退会、会員資格の取消)

1. iD会員がiD会員を退会する場合は、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。
2. iD会員が退会などにより決済用カードに関する会員としての資格を失った場合は、同時にiD会員としての会員資格を失うものとします。
3. iD会員はiD会員としての会員資格を取り消された場合または退会した場合、速やかに本カードを裁断破棄、または当行に返却するものとします。

#### 第14条(再発行)

当行は、本カードの紛失・盗難の場合には、iD会員が当行所定の届けを提出し当行が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、iD会員は、当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

#### 第15条(利用停止措置)

当行は、iD会員が本特約若しくは会員規約に違反した場合またはiD媒体若しくは決済用カードの使用状況が適

当でないときと判断した場合、会員に通知することなく、iD媒体による本決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、iD会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

#### 第16条(本サービスの一時停止、中止)

当行は、以下のいずれかに該当する場合には、iD会員に対する事前の通知なく、本決済システムにおけるiD媒体の取扱いの中止または一時停止することができます。この場合、当行は、本決済システムにおけるiD媒体の取扱いを中止または一時停止することにより、iD会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

- (1)天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、本決済システムにおけるiD媒体の取扱いが困難であると当行が判断した場合。
- (2)その他、コンピュータシステムの保守他、当行がやむを得ない事情で本決済システムにおけるiD媒体の取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合。

#### 第17条(特約の変更、承認)

本特約の変更については当行から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にiD媒体を本決済システムで利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。

#### 第18条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

### 第2部 iD会員(携帯型)に関する特別条項

#### 第19条(iD会員番号とアクセスコードの発行)

1. 当行は、iD会員(携帯型)に対し、iD会員番号およびアクセスコードを発行し、当行所定の方法により通知するものとします。
2. iD会員(携帯型)は当行から通知されたiD会員番号およびアクセスコードを善良なる管理者の注意をもって使用および管理するものとし、iD会員(携帯型)本人以外の第三者に使用させてはなりません。
3. iD会員(携帯型)は、第20条に定める会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードを紛失し、または盗難された場合には、直ちに当行にその旨届け出るものとします。
4. 第三者が、アクセスコードおよび第4条に定める暗証番号(以下「指定暗証番号」という)を使用して第20条に定める会員情報登録のうえ本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD会員(携帯型)本人の利用とみなします。

#### 第20条(会員情報登録)

1. 当行は、iD会員(携帯型)に対しアクセスコードを通知することにより、iD会員が本決済システムで使用する自己の管理する携帯電話(以下「使用携帯電話」という)に装備された非接触ICチップに、本決済システムの利用に必要な情報(以下「iD会員情報」という)を登録(以下「会員情報登録」という)することを承認します。なお、iD会員(携帯型)は、当行が指定する所定の期間(以下「会員情報登録期間」という)内に会員情報登録するものとし、会員情報登録期間終了後に会員情報登録する場合、または一度会員情報登録してから再度会員情報登録する場合には、事前に当行に届出のうえ当行の承認を得るものとします。
2. iD会員(携帯型)は、当行が指定するダウンロードセンターから本決済システムを利用するために必要な当行が指定するアプリケーション(以下「指定アプリケーション」という)を、当行所定の方法で使用携帯電話にダウンロードしたうえで、アクセスコードおよび指定暗証番号を入力するなど当行所定の方法により会員情報登録するものとします。但し、使用携帯電話にあらかじめ指定アプリケーションがインストールされている場合、当該アプリケーションのダウンロードの手続きは省略できるものとします。
3. iD会員(携帯型)は前項の手続きに先立ち、自己の責任および費用負担において、本決済システムに対応する機能を備えた携帯電話の準備、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約の締結およびその他本決済システムの利用に必要な準備をおこなうものとします。
4. iD会員(携帯型)が前項の準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、当行は一切の責任を負わないものとします。また、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約が終了した場合には、本決済システムの利用の一部または全部が制限される場合があります。

#### 第21条(iD会員情報の削除)

1. iD会員(携帯型)は、iD携帯につき機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、担保提供もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当行所定の方法によりその旨届け出るものとし、あわせてiD携帯に登録されている会員情報を事前に削除するものとします。
2. iD会員(携帯型)はiD会員(携帯型)としての会員資格を取り消された場合または退会した場合、速やかにiD携帯に登録されているiD会員情報を削除するものとします。
3. 本条の措置をおこなわなかったことにより第三者がiD携帯を本決済システムで利用した場合、当該第三者による利用をiD会員(携帯型)本人の利用とみなします。

#### 第22条(アクセスコードの再発行)

1. 当行は、会員情報登録前のアクセスコードの紛失もしくは盗難等、またはiD携帯の機種変更、紛失、盗難また

は破損等の理由により、iD会員(携帯型)がiD会員番号およびアクセスコードの再発行を希望し当行が適当と認められた場合にはiD会員番号およびアクセスコードを再発行します。

2. 前項の場合、iD会員(携帯型)は新たに通知されたアクセスコードを使用して改めて第20条に準じて会員登録をおこなうものとします。

### 第23条(免責)

1. 当行は、iD会員(携帯型)がiD携帯を使用して本決済システムを利用したことにより、iD携帯の各種機能またはiD携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、iD会員(携帯型)または第三者に損害が発生した場合でも、当行に故意または重過失があった場合を除き責任を負わないものとします。
2. 当行は、本特約に別途定める場合を除き、iD携帯およびiD携帯内に装備された非接触ICチップ等の技術的な欠陥、品質不良等の原因によりiD会員(携帯型)がiD携帯を使用して本決済システムを利用することが出来ない場合でも、責任を負わないものとします。但し、当行の故意または重過失による指定アプリケーションの技術欠陥、品質不良等によることが明らかな場合はこの限りではありません。

### 附則

iD会員(ケータイ型)はiD(携帯型)に名称変更しております。

## 【「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約(iD会員)】

### 第1条(用語)

本特約に定める用語は、「iD会員特約(個人用)」および「iD会員(携帯型)に関する特別条項」における場合と同じ意味を有するものとします。

### 第2条(同意)

1. iD会員(携帯型)は、iD会員(携帯型)からのお問い合わせに対する対応、会員情報登録状況の管理のため、下記(1)から(3)の情報について、当行が保護措置を講じた上で収集(携帯電話通信業者が当行に使用携帯電話に関する情報を提供し、当行が当該情報の提供を受けることを含む)・保有・利用することに同意します。
  - (1)使用携帯電話に関する情報(携帯電話本体内のICカード固有の番号、携帯電話契約者番号、機種名・製造番号等の通信機器本体に関する情報をいいます)
  - (2)使用携帯電話への指定アプリケーションの登録状況
  - (3)iD会員情報の登録状況
2. iD会員(携帯型)は、当行が下記の目的のために前項の(1)から(3)の情報を利用することを同意します。
  - (1)当行のクレジットカード関連事業の調査分析、商品開発
  - (2)iD決済システムに関連するアフターサービスの提供
  - (3)当行のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動なお、上記の当行の具体的な事業内容については、当行所定の方法(インターネットの当行ホームページへの常時掲載)によってお知らせします。

### 第3条(同意条項の準用および本特約の位置付けおよび変更)

1. 本特約は、iD会員特約(個人用)の一部を構成し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」(以下「同意条項」という)に追加して適用されます。
2. 本特約第2条に定める事項については、同意条項第4条、第5条、第7条から第11条を適用するものとします。この場合、同意条項の「第1条第1項」は「本特約第2条第1項」に、「第1条第2項」は「本特約第2条第2項」に、それぞれ読み替えるものとします。
3. 本特約は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

(2014年5月制定)

## 【Vpass会員規約】

### 第1条(Vpassの登録)

1. 別途記載のVJA/オムニカード協会加盟のクレジットカード会社(以下「当方」といいます)は、当方が発行したカード(一部の提携カードを除く)保有者のうち、当方または当方の提携会社などが当方のホームページにおいて「Vpass」の名称で提供するサービス(以下、「本サービス」といいます)を利用するために、本規約を承認のうえ当方が定める方法によりVpassの登録を行った方をVpassの会員(以下、「会員」といいます)とし、当方は会員に対しVpassID(以下、「ID」といいます)を設定します。
2. IDは、会員毎に設定するため、会員が複数のカードを保有する場合には、当方はIDを全てのカードに共通して設定します。但し、個人カードと法人カードは別のIDを設定します。

### 第2条(IDおよびパスワード)

1. 会員はVpassの登録の際に、自らパスワードを指定するものとします。  
なお、会員が複数の個人カードを保有する場合には、パスワードを全てもしくは一部のカードに共通して利用するか、カード毎に指定するかを選択できます。なお、いずれかの選択をしない場合、当該カードにはパスワードが設定されず、当該カードで本サービスを利用することはできません。

2. 会員は、当社が認めた範囲内でIDの変更ができるものとします。IDおよびパスワードが会員の意に反して第三者に知られた場合および会員がIDまたはパスワードを失念した場合、会員は直ちに当社にその旨を通知して当社の指示に従うものとします。
3. 会員は、IDおよびパスワードの管理および使用について責任を負うものとします。IDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者による不正利用等による損害については、当社は一切その責を負わないものとします。
4. 会員は、理由の如何を問わず、IDおよびパスワードを第三者に使用させてはならないものとします。
5. 会員は、IDおよびパスワードが第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を通知するとともに、最寄警察署に届出るものとし、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。また当社への通知は、改めて文書で届出いただく場合があります。

### 第3条(提供するサービス)

1. 会員が利用できる本サービスおよびその内容については、別途当社から会員に対し開示するものとします。
2. 当社は本サービスの内容を予告なく変更できるものとします。その結果、利用者に不利益が生じてても、当社は補償その他の義務を負わないものとします。

### 第4条(本規約の適用および変更)

当社から変更内容を通知した後に、会員が本サービスまたは登録したカードを利用したときは、会員が変更内容を承認したものとみなします。

### 第5条(変更の届出)

会員は、Vpass登録申込の際届け出た内容に変更があった場合、すみやかにその旨を当社が指定する方法により届け出るものとします。

### 第6条(本サービスの解約)

1. 会員が本サービスの解約を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。
2. 会員が本サービスを利用することにより発生した一切の債務は、本サービスの解約後も何等影響はなく、その処理に必要な限度でなお本規約が適用されるものとします。
3. 会員について以下のいずれかの事由が発生した場合、当社は何らの通知催告を要せず直ちに本サービスを解約できるものとします。
  - (1) Vpass登録申込み時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
  - (2) 登録したカードが解約された場合
  - (3) 本規約または当社会員規約に違反した場合
  - (4) 本サービスを6ヶ月以上ご利用になっていない場合
  - (5) その他、当社が不適当と判断する行為を行った場合

### 第7条(免責事項)

会員が、IDまたはパスワードを使用して商品を購入する場合、当該取引は会員と加盟店との間で行われるものであって、当社はこれに関与するものではありません。当該取引に関する商品の瑕疵、不着、サービス内容の不備等の苦情並びにこれらに起因して生じた損害については、全て会員と当該加盟店との間で解決するものとし、当社はこれについて何ら責任を負うものではありません。

### 第8条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

### 第9条(合意管轄)

本サービスの利用に関して当社と会員との間に生じた紛争については、当社の本社を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2016年1月改定)

## 【Vpass安心サービス特約】

### 第1条(Vpass安心サービス)

1. Vpass会員規約第2条第3項の場合において、当社は、第三者により会員のIDまたはパスワードが不正利用され、且つVpass会員規約第2条第5項の警察並びに当社への届出がなされたときは、本特約により当該会員が被る次項に定める損害をてん補します。
2. 当社がてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。
  - (1) 第三者が、VISA認証サービス、もしくはMasterCard Secure Code(セキュアコード)対象加盟店においてクレジットカード番号とVpassのパスワードを使用することによって当該クレジットカードで購入代金の決済を行った場合。
  - (2) 購入した商品の発送先が日本国内である場合。
  - (3) 損害が、VpassのIDおよびパスワードが第三者に使用されていることが判明した旨の通知を当社が受領した日の120日前以降、受理日までの121日の間に発生したものである場合。
3. 会員は損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と

認める書類を当方に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

## 第2条(補償金の支払額)

当方がてん補する補償額の限度額は、下記の通りとします。

ひとつのIDの不正使用につき合計して100万円まで(免責金額:1,000円)

## 第3条(有効期間)

本規定の有効期間は、Vpass登録日から1年間とし以後毎年自動的に継続されるものとします。

## 第4条(補償金を支払わない場合)

1. 次の場合は、当方はてん補の責を負いません。
  - (1) IDまたはパスワードが会員に到着する前に生じた事故
  - (2) 補償期間の開始する以前に生じていた事故
  - (3) 会員が第三者に強要されて漏らしたIDまたはパスワードにより生じた事故
  - (4) Vpass会員規約第2条第5項の第三者による不正利用の通知を当方が受領した日の121日以前に生じた事故
  - (5) 会員から第三者に譲渡・貸与または担保差し入れされたIDまたはパスワードにより生じた事故
  - (6) 会員、VISA認証サービス、もしくはMasterCard Secure Code(セキュアコード)対象加盟店、または会員の法定代理人の故意または重大な過失により生じた事故
  - (7) 会員、VISA認証サービス、もしくはMasterCard Secure Code(セキュアコード)対象加盟店、または会員の法定代理人の犯罪行為により生じた事故
  - (8) 会員の親族、同居人、使用人またはその法定代理人が自ら行い、もしくは加担した事故
  - (9) 戦争等による著しい秩序の混乱中、または地震等の天変地災により生じた盗難・第三者による不正利用に起因する損害
  - (10) その他Vpass会員規約に違反した事故
2. 会員が第1条第3項の調査に協力しない場合も、当方はてん補の責を負いません。

(2016年1月改定)

## 【カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約】

### 第1条(本サービスの内容)

1. 「カードご利用代金WEB明細書サービス」(以下、「本サービス」という)は、株式会社中国銀行(以下、「当行」という)が発行したカード(一部のカードを除く)保有者(以下、「会員」という)に対し、当行発行のカードにかかる毎月のカード利用代金明細書を、郵送による方法に代えて本利用特約に規定された方法により提供するサービスをいいます。
2. 本サービスには、割賦販売法第30条の2の3各項に規定される書面が電磁的方法により交付されることが含まれます。
3. 当行は、本サービスの申し込みを行った会員に対しても、システムメンテナンスその他の理由により一時的に本サービスの提供を中止し、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付することがあります。

### 第2条(本サービスの利用)

本サービスの利用を希望する会員は、本利用特約を承認したうえで、当行の定める方法により本サービスの利用登録を行うものとします。利用登録が完了した場合に、本サービス利用登録会員は、本サービスを利用することができるものとします。なお、本サービスは、パソコン等によってインターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。

### 第3条(カード利用代金明細書の通知方法)

1. 当行は、電子化されたカード利用代金明細書(以下、「WEB明細書」という)の作成が完了した旨を、会員が届け出たパソコン等の電子メールアドレスに宛てて電子メールを配信、または、電子メールアドレスの届け出がない場合は会員が届け出た住所に宛てて通知書を送付します。会員は、当該電子メールまたは通知書を受領後直ちに、当該電子メールまたは通知書において指定されたウェブサイト上でWEB明細書を閲覧し、パソコン等でデータを保存することとし、データの保存ができなかった場合等には、当行に届け出るものとします。なお、WEB明細書を印刷して保存することを希望する会員は、パソコン等からインターネット接続のうえWEB明細書を参照し、印刷するものとします。
2. 会員の本サービス利用期間中は、第4条第3項の場合および当行が必要と判断した場合を除いて、当行から会員へのカード利用代金明細書の郵送は停止します。

### 第4条(電子メールアドレス)

1. 本サービスに利用する電子メールアドレスには、携帯電話用メールアドレスおよび携帯電話用ウェブメールアドレスは登録できません。
2. 会員は、電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当行ホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。
3. 会員は、当行から会員に宛てた電子メールが不着であるとの通知を当行から受けた場合には、遅滞なく登録

されている電子メールアドレスの確認、または必要に応じて変更の手続きを行うものとします。当行にて電子メール不着と認識されている期間は、当該会員へカード利用代金明細書等を郵送します。

#### 第5条(ハンドルネーム)

1. 会員が本サービスの利用登録をする際に必要となるハンドルネーム(会員宛て電子メールに挿入される仮名)には会員の本名を使用することはできません。
2. 第1項に反して会員が本名を登録したことに起因して生じた会員の損害に対しては、当行は一切の責任を負わないものとします。

#### 第6条(本サービス利用に必要な情報通信技術の種類および内容)

本サービスの利用に関わるウェブ閲覧用ブラウザおよび電子メールの添付ファイル閲覧用ソフトウェアの種類・バージョンならびにハードウェアの機種等、ダウンロード用利用代金明細データ等の形式等のサービス利用環境は、当行ホームページにて指定するものとします。なお、本サービスを利用するにあたり、当行がサービス利用環境を変更した場合、会員は速やかにサービス利用環境を整えるものとします。

#### 第7条(本利用特約の適用および変更)

当行は、当行が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本利用特約を変更できるものとします。

#### 第8条(本サービスの利用の中止等)

1. 会員が本サービスの利用の中止を希望するときは、当行が指定する方法により届け出るものとします。
2. 当行が会員に宛てた電子メールが一定期間連続して不着になったときは、当行は当該会員の本サービスの登録を、当該会員に対して告知することなく、取り消すことができるものとします。
3. 会員が、当行が指定するサービス利用環境を整えられないことが原因で、本サービスを正常に利用できないときは、会員は速やかに本サービスを解約するものとします。
4. 当行が本サービスの利用を認めないと判断したときは、当行は、会員に対し、別途その旨を通知することにより、いつでも、本サービスの利用を認めないことができるものとします。
5. 会員が理由の如何に関わらず当行カードを解約した場合は、本サービスの利用は、同時に終了するものとします。

#### 第9条(免責事項)

1. 当行の責によらない、通信機器、端末等の障害および通信上の障害やインターネット環境等の事由により、本サービスの提供が遅延または不能となった場合、若しくは、当行が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、当行は何ら責任を負うものではありません。
2. 当行に故意または重過失がある場合を除き、本サービスを利用することによって生じたいかなる損害についても、当行は何ら責任を負うものではありません。

(2016年5月改定)

### 【中銀キャッシュカード規定】

#### 1.(カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行した中銀キャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した貯蓄預金カード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1)当行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。
- (2)当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3)当行の現金自動預入払出兼用機を使用して預金を払戻し、同時にその払戻金を当座勘定、普通預金(払戻口座を除きます。)、貯蓄預金、納税準備預金、定期積金、定期預金(当行所定の種類の定期預金に限ります。))に通帳を使用して預入れをする(以下この取扱いを「振替」といいます。)場合。
- (4)当行の自動振込機(振込をおこなうことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (5)その他当行所定の取引をする場合。

#### 2.(預金機による預金の預入れ)

- (1)預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順にしたがって、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2)預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3)預金機での、カードによる預入れについては、入金額は預金機の画面でご確認いただき、受領書の発行はいたしません。

#### 3.(支払機による預金の払戻し)

- (1)支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3)支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

#### 4.(現金自動預入払出兼用機による振替)

- (1)現金自動預入払出兼用機を使用して振替をする場合には、現金自動預入払出兼用機の画面表示等の操作手順にしたがって、現金自動預入払出兼用機に払戻口座のカードおよび入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および入金口座の入金票の提出は必要ありません。
- (2)現金自動預入払出兼用機による1回あたりの振替は、当行所定の金額の範囲内とします。

#### 5.(振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

#### 6.(自動機利用手数料等)

- (1)預金機、支払機または振込機を使用して預金の預入れ、または払戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機・支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2)自動機利用手数料は、預金の預入れ、または払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ、または払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3)振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。

#### 7.(代理人による預金の預入れ、払戻し、振替および振込)

- (1)代理人(配偶者、18才以上の子供、親のいずれか1名に限りです。)による預金の預入れ・払戻し・振替および振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名(署名)、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2)代理人カードを使用した取引については、当行は預金名義人本人の指図にもとづく取引とみなし、その効果は預金名義人本人に帰するものとします。
- (3)代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

#### 8.(預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1)停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2)停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3)前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名(署名)および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、代理人の場合は本人名も記入してください。また、当行所定の端末機にカードをセットして届出の暗証を入力していただきます。この場合、本人確認資料の提示を求める場合があります。
- (4)停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

#### 9.(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合におこないます。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れ、または払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は、当行所定の方法にて通帳に記入します。

#### 10.(カード・暗証の管理等)

- (1)当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しをおこないます。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いします。

(2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当店に通知してください。この通知を受けたときは、ただちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3)カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当店に提出してください。

#### 11.(偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

#### 12.(盗難カードによる払戻し等)

(1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知がおこなわれていること

当行の調査に対し、本人より十分な説明がおこなわれていること

当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知がおこなわれた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しがおこなわれたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難がおこなわれた日(当該盗難がおこなわれた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いておこなわれた不正な預金払戻しが最初におこなわれた日。)から、2年を経過する日後におこなわれた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

当該払戻しがおこなわれたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般をおこなっている家政婦など。)によっておこなわれた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明をおこなった場合

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

#### 13.(カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに本人から当行所定の方法により当店に届出てください。

#### 14.(カードの再発行等)

(1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後におこないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2)カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

#### 15.(預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

#### 16.(解約、カードの利用停止等)

(1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2)カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしただちにカードを当店に返却してください。

(3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確

認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

第17条に定める規定に違反した場合

預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合  
カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 17.(譲渡、質入れの禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 18.(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、定期積金規定、振替の取扱対象となる定期預金等の各規定および振込規定により取扱います。

以上

### 【中銀ICキャッシュカード特約】

#### 1.(特約の適用範囲等)

(1)この特約は、ICキャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能(以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。))の利用を可能とするカードのことをいいます。)をご利用するにあたり適用される事項を定めるものです。

(2)この特約は、中銀キャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては中銀キャッシュカード規定が適用されるものとします。

(3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは中銀キャッシュカード規定の定義に従います。なお、ICチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

#### 2.(ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な預金機、支払機および振込機を利用する場合に、提供されます。

#### 3.(ICキャッシュカードの利用)

中銀キャッシュカード規定第1条に定める提携先のうち、一部の提携先において、提携先の都合によりICチップ提供機能の利用ができない預金機、支払機および振込機を設置している場合があります。この場合、当該預金機、支払機および振込機では、ICチップの提供機能を利用しない取引を行います。

#### 4.(1日あたりの払戻金額)

当行は、当行および提携先の支払機および振込機を利用した預金払戻しにおける1日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払戻である場合と、ICチップ提供機能を利用しない払戻である場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

#### 5.(有効期限)

(1)クレジットカード付きのICキャッシュカードには、クレジットカードの有効期限があります。

(2)クレジットカード付きのICキャッシュカードで当行がクレジットカードの有効期限の更新を了承しないときは、クレジットカードとともに、ICキャッシュカードも、有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。

#### 6.(預金機、支払機および振込機の故障時の取扱い)

預金機、支払機および振込機の故障時には、ICチップ提供機能のご利用はできません。

#### 7.(ICチップ読取不能時の取扱い等)

(1)ICチップの故障等によって、預金機、支払機および振込機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能のご利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。

(2)ICチップの故障等によって、預金機、支払機および振込機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

(3)当行の都合により、当行所定の方法でICキャッシュカードの再発行・再交付を行う場合があります。

以上

### 【デビットカード取引規定】

#### 1.(適用範囲)

次の各号のうちいずれかのもの(以下加盟店といいます。))に対して、デビットカード(当行が中銀キャッシュカード規定等にもとづいて発行する中銀キャッシュカード等のうち、普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。))等のカード。以下「カード」といいます。)を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。))について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。))

を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。)から預金の払戻し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による払戻しを含みます。)によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます。)については、この規定により取扱います。

日本デビットカード推進協議会(以下「協議会」といいます。)所定の加盟店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうえ協議会に加盟店として承認され登録された法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「間接加盟店」といいます。)

民法上の組合であり、規約を承認のうえ、協議会に加盟店として登録され、規約所定の加盟店契約を当該組合の代表者を通じて締結したものと(以下「任意組合」といいます。)

任意組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人(以下「組合事業加盟店」といいます。)

## 2.(利用方法等)

(1)カードをデビットカード取引に利用するときは、カードを加盟店に設置された端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された購入金額を確認したうえで、自ら端末機にカードの暗証番号を入力してください。

(2)次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

停電、故障等により端末機の取扱いができない場合

1日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合

1日あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務に該当する場合

(3)次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。

当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

カード(磁気ストライプまたはICチップの電磁的記録を含みます。)が破損している場合

## 3.(デビットカード取引契約等)

前条1項により暗証番号の入力がされた時に、加盟店との間で、端末機に口座引落不能を表す電文が表示されることを解除条件として、売買取引債務を預金口座の預金払戻しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、当行に対して、売買取引債務相当額の預金払戻しの指図および当該指図にもとづいて払戻された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金払戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

## 4.(取引が解消された場合の取扱い)

(1)デビットカード取引契約が、解除(合意解除を含みます。)、無効または取消等により適法に解消された場合、当該デビットカード取引契約が成立した日の翌日以降は、預金口座の預金の復元を請求することはできないものとします。

(2)前項の場合、デビットカード取引契約が成立した当日中は、当該デビットカード取引を行った加盟店に、カードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、加盟店経由で預金口座の預金の復元を請求することができるものとします。

この場合、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。ただし、端末機から取消の電文を送信することができないときは、預金口座の復元はできません。

(3)第1項または前項において預金口座の復元ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。

(4)デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機に暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

## 5.(読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合における中銀キャッシュカード規定の適用については、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「デビットカード取引」とし、同規定第10条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」とし、第15条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」とします。

以上

## 【偽造・盗難キャッシュカードによる被害発生時に重大な過失または過失となりうる場合】

### 1.(お客さまの「重大な過失」となりうる場合)

お客さまの「重大な過失」となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には次のとおりです。

(1)お客さまが他人に暗証番号を知らせた場合

(2)お客さまが暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合

(3)お客さまが他人にキャッシュカードを渡した場合

(4)その他お客さまに(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注)上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場でおこなった場合)などに対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

## 2.(お客さまの「過失」となりうる場合)

お客さまの「過失」となりうる場合の事例は、次のとおりです。

(1)次の または に該当する場合

当行から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけがおこなわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類など(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合  
暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2)上記(1)のほか、次の のいずれかに該当し、かつ、 のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

暗証番号の管理

当行から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけがおこなわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合

暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当行の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

キャッシュカードの管理

キャッシュカードを入れた財布などを自動車内など他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

酪ていなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3)その他上記(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上